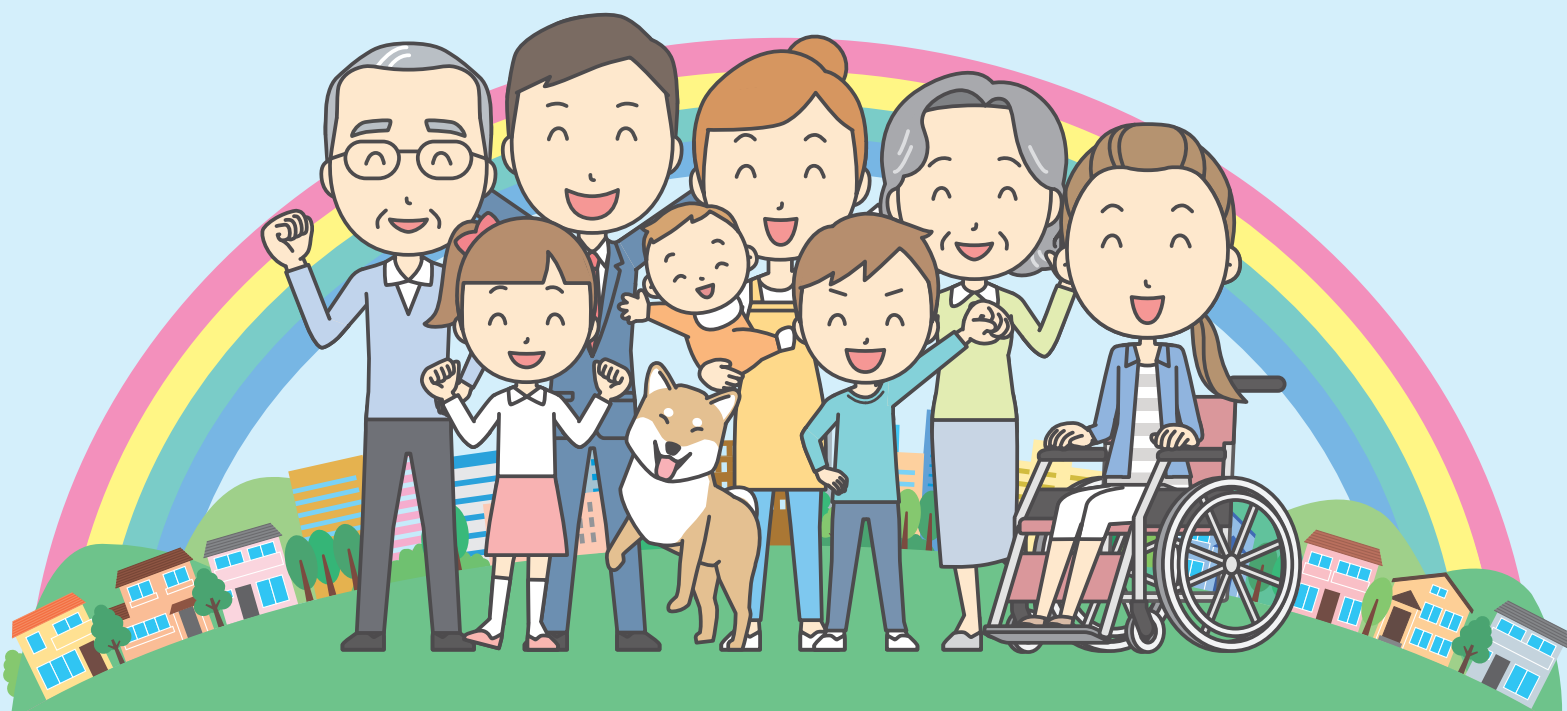


神石高原町

第2期地域福祉計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年3月
神石高原町

～ 目 次 ～

第1編 序論

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 地域福祉とは	1
3 地域福祉計画とは	3
（1）法的根拠	3
（2）計画に盛り込むべき事項	4
4 地域福祉を取り巻く国や制度の動き	5
（1）地域共生社会の実現	5
（2）高齢者福祉・介護保険制度の動き	6
（3）障害福祉制度の動き	7
（4）子育て支援制度の動き	8
（5）生活困窮者自立支援制度の動き	9
（6）自殺対策の動き	10
（7）成年後見制度の動き	10
（8）再犯防止推進の動き	11
5 総合計画及び各個別計画との関係	12
6 計画の期間	13
7 計画の策定体制	13
第2章 現状と課題	14
1 町の現状	14
（1）少子・高齢化の進行	14
（2）核家族化と世帯規模の縮小	17
（3）介護や支援を必要とする人の状況	18
（4）NPO活動	20
（5）ボランティア団体	20
（6）高齢者及び子どもを地域で支え見守る体制について	24
（7）健康及び生きがいづくりについて	25
（8）生活保護の実態について	26
（9）刑法犯罪について	26
2 地域福祉についての地域住民の意向	27
（1）関係団体ヒアリング	27
（2）グループインタビュー	31
3 前地域福祉計画の検証と評価	41
4 第2期地域福祉計画に向けての課題	45

第2編 計画の基本的な考え方

第1章 地域福祉の将来像と基本的な視点	47
1 地域福祉の将来像	47
2 将来像の視点	48
第2章 計画の基本目標	49
1 基本目標	49
2 施策の体系	51

第3編 施策の展開

基本目標1 気づく（気にかける・手を差し伸べる）	53
基本施策1-1 地域住民同士の関わりづくり	53
基本施策1-2 多様な健康づくり	55
基本施策1-3 地域福祉の意識づくり	58
基本施策1-4 活動のきっかけ、担い手の育成	60
基本目標2 つなぐ（支える）	62
基本施策2-1 情報提供・相談支援の充実	62
基本施策2-2 包括的な支援体制・権利擁護の充実	65
基本施策2-3 福祉サービスの質・量の確保	68
基本目標3 つくる（寄り添う・居場所をつくる）	71
基本施策3-1 地域共生に向けた環境づくり	71
基本施策3-2 防災・防犯対策の推進	74
神石高原町再犯防止推進計画	76
1 はじめに	76
2 地域福祉計画との関係について	76
3 神石高原町再犯防止推進計画策定の枠組み	77
4 施策の展開	78

第4編 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制	81
1 計画の推進	81
2 進捗管理と評価	82

参考資料

1 用語解説	83
2 神石高原町地域福祉計画策定委員会設置要綱	90
3 神石高原町地域福祉計画策定委員会委員名簿	92
4 神石高原町地域福祉計画策定検討部会委員名簿	93
5 策定経過	94

第1編 序論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

我が国においては、人口減少、少子高齢化、高齢者世帯の増加等を背景として、地域住民同士で支え合う地域力の低下が危惧されています。

さらに、地域住民の生活が多様化、複雑化する中で、高齢の親が独身無職等の子どもと同居する「8050 問題」をはじめ、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、障害のある人の高齢化、複合的な問題を抱えた世帯や制度のはざまにある世帯等、従来の福祉サービスでは、対応が困難な新たな福祉的課題も生じています。また、家庭等での虐待やDV被害等の相談等は、更に増加しています。

「地域福祉」の考え方は、このように、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていこうとするものです。

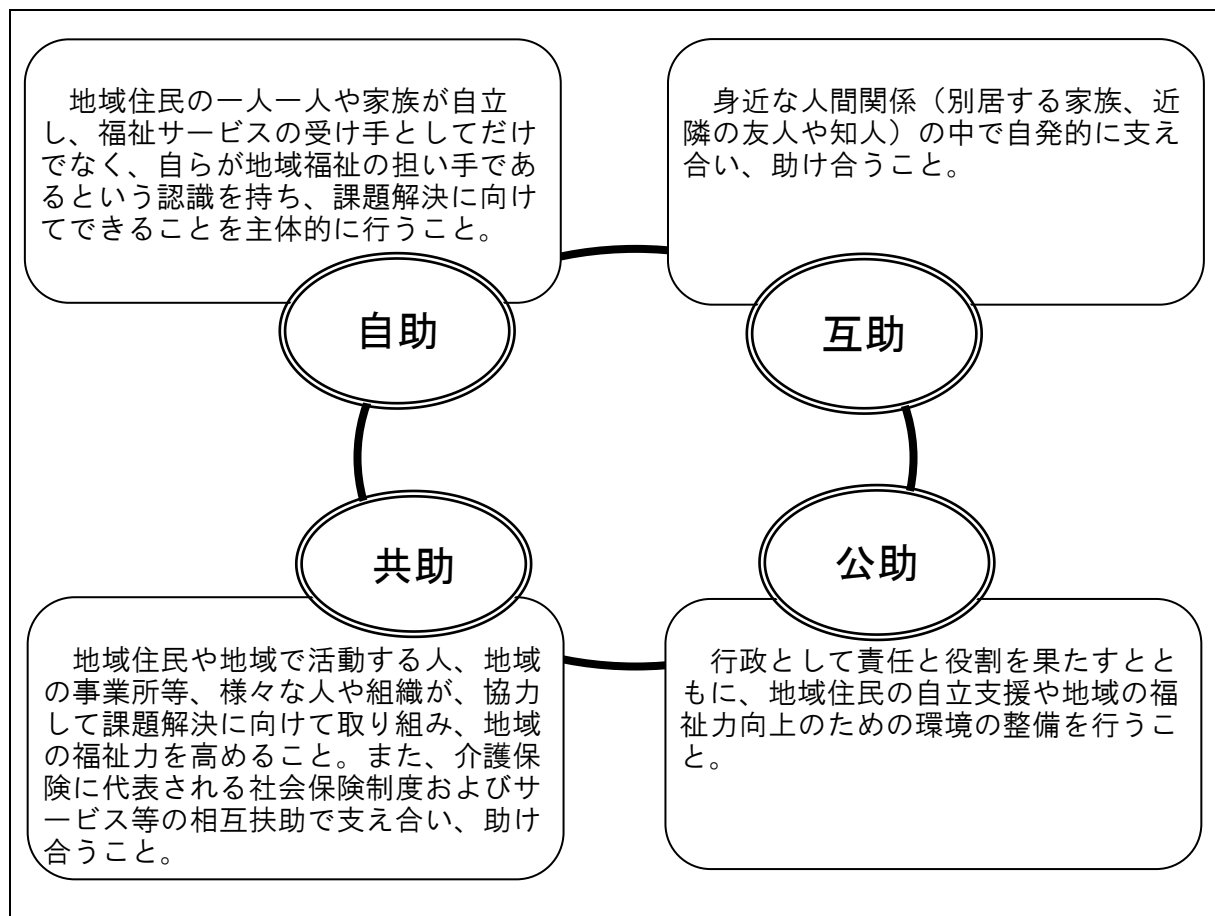
本町では、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3年間を計画期間とする「神石高原町地域福祉計画」が策定されました。

このような多様で、複雑化し、自殺問題、再犯防止問題を含む地域福祉を取り巻く課題に対応していくため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間を計画期間とする新しい「神石高原町第2期地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉とは

「地域福祉」の考え方は、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていくとともに、「必要な支援を包括的に確保する」という地域包括ケアシステムの理念を普遍化し、他の福祉分野に活用することで、既存の制度による解決が困難な課題に対して対応する取組のことです。

地域福祉を進めるにあたっては、日常生活で起こる問題は、まず、本人が自助努力で解決し、それで無理な時は、本人に身近にいる家族・友人・隣人等が手を差し伸べ、互助で解決する。また、自助と互助ではカバーしきれない場合は、システム化された地域・職域の自治組織、医療や介護の社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての保険・医療・福祉等の施策に基づくサービスの提供等、行政でなければならないこと（公助）は行政が中心となって解決するといった、重層的な取組が必要です。



3 地域福祉計画とは

(1) 法的根拠

神石高原町地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、町の将来を見据えた地域福祉の在り方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等、これまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉の在り方を法の定める事項からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助、互助、共助、公助」の観点から取組の方向を定めます。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

(2) 計画に盛り込むべき事項

計画策定ガイドラインでは、「地域福祉計画」の策定にあたって次の5つの事項について具体的な内容を示し、その他の必要な事項を加え計画に盛り込むことが求められています。

【計画に盛り込むべき事項（必要的記載事項）】

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保などを目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画など）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人などの育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者、又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉などの支援を必要とする犯罪をした者などへの社会復帰支援の在り方
 - シ 地域における住民などが集う拠点の整備や既存施設などの活用
 - ス 地域における住民などが主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
 - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金などの取組の推進
 - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業などを有効に活用した連携体制
 - タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ア 福祉サービスの利用に関する情報提供や相談支援体制の整備
 - イ 支援の必要な方が必要かつ適切な福祉サービスを利用することができる仕組みづくり
 - ウ サービス利用に結びついていない支援の必要な方への対応
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
 - ア 制度によるサービスと地域での支え合いやボランティア等が行う支援（インフォーマルサービス）が地域で連携するための体制づくり
 - イ 民間事業者やNPO法人などの幅広い事業者の福祉サービスへの参入促進
 - ウ 事業者の福祉サービスの内容や質が適正であるか点検する仕組みづくり

④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項

ア 地域における住民、福祉活動団体、NPO法人などの社会福祉活動への支援のための活動拠点の充実

イ 地域福祉を推進する人材の育成・確保

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

ア 住民が「我が事」として地域課題を捉え、その解決に主体的に取り組む環境の整備

イ アの活動を支援しつつ、住民が発見した複合的な課題を受け止め、支援する場の整備と周知、及び地域生活課題の早期発見

ウ イでは解決が難しい課題を、専門職が協働し、関係機関との連携によって受け止めていく相談支援体制の整備

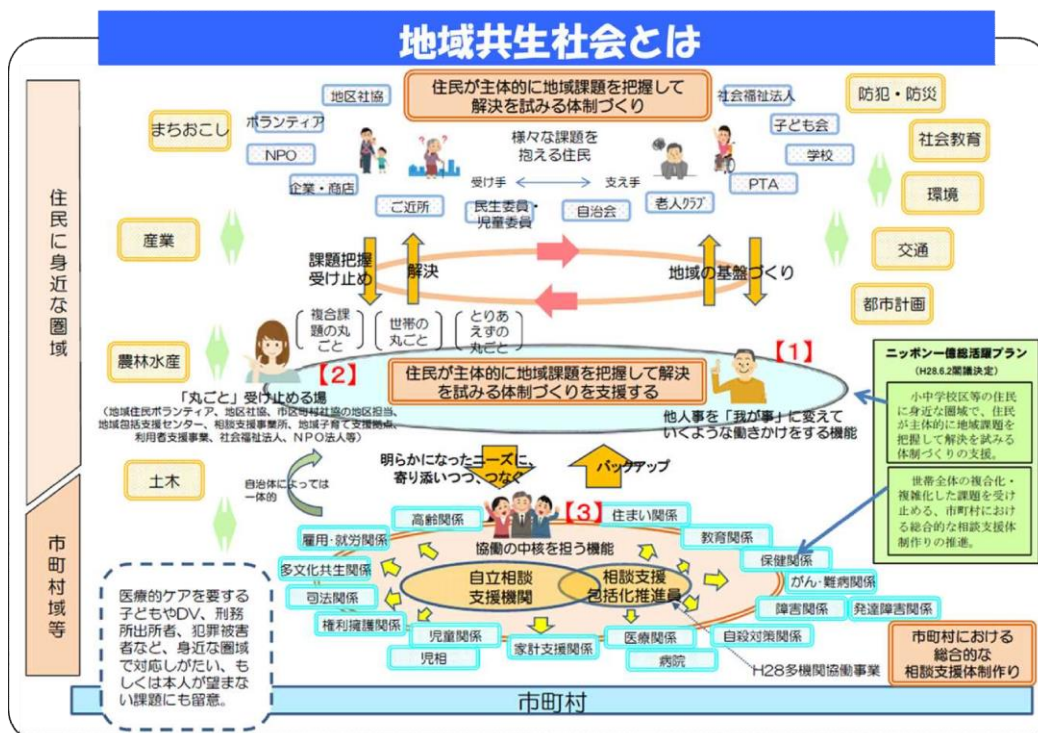
資料：厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての改正について」（令和3（2021）年3月）

4 地域福祉を取り巻く国や制度の動き

（1）地域共生社会の実現

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等、対象者ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民の一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

■地域共生社会の実現のイメージ■

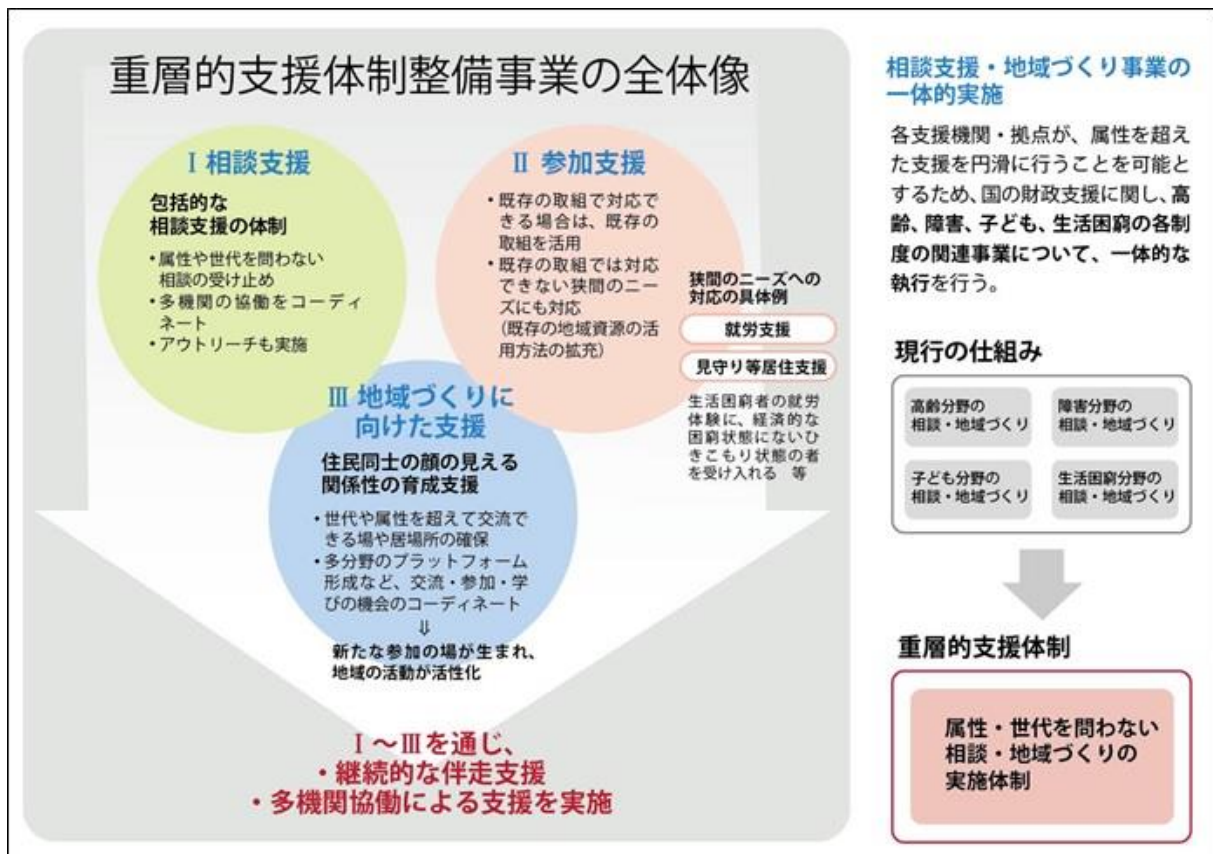


資料：厚生労働省

重層的支援体制整備事業

「地域共生社会」の概念に基づいて、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3（2021）年4月より実施されることになった新たな事業が「重層的支援体制整備事業」です。

■重層的支援体制整備事業のイメージ■



資料：厚生労働省

（2）高齢者福祉・介護保険制度の動き

平成12（2000）年に創設された介護保険制度は、高齢者の自立や老後の安心を社会全体で支える制度として定着してきました。国においては、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るために、地域の社会資源を有効に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、制度の持続可能性が図られてきましたが、更にその先を展望し、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた取組の推進が必要となってきました。

令和5（2023）年度、本町では「神石高原町第9期高齢者プラン」を策定しました。見直しのポイントは以下のように示されています。

【見直しのポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

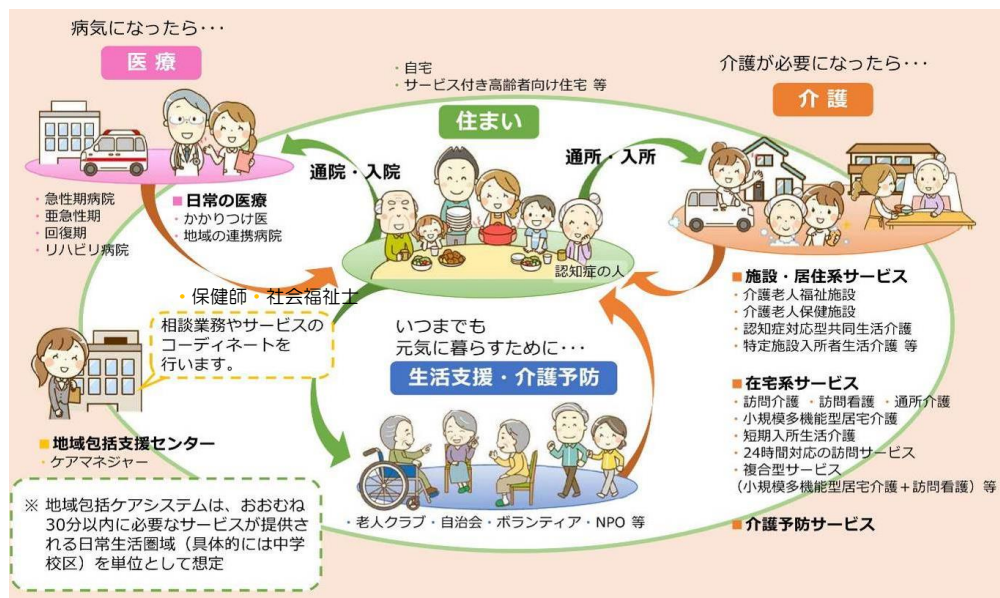
- ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ② 在宅サービスの充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
- ② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護・情報基盤の整備
- ③ 保険者機能の強化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

■地域包括ケアシステムのイメージ ■



資料：厚生労働省

(3) 障害福祉制度の動き

近年、障害のある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方をはじめ、介護、介助職員の不足、重度の障害のある人や重度の障害のある子どもへの支援等、障害のある人や障害のある子どもを取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、5類移行後も、障害のある人や障害のある子どもへの支援施策において、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

本町では平成 30（2018）年 3 月に「神石高原町障害者プラン」を策定し、障害

のある人のための地域共生社会の実現への取組を進めています。併せて、令和5（2023）年度に「神石高原町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定しました。

【合理的配慮や意思疎通支援等に関する法律の施行】

令和3（2021）年5月には「障害者差別解消法※¹」が改正され、事業者による障害者（児）への合理的配慮の提供が義務化されたことなどをはじめ「医療的ケア児支援法※²」の施行等、障害者（児）への支援に関する法制度の改正等が進められています。令和4（2022）年5月には、障害者（児）における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※³」が制定されるなど、大きな動きが見られました。

【「障害者基本計画（第5次）」の策定】

令和5（2023）年3月には、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

※1 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※2 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

※3 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

（4）子育て支援制度の動き

国は平成27（2015）年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、保育の受皿の整備や保育士等の処遇改善等、また、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組んできました。

また国では、令和5（2023）年4月に施行された子ども基本法により、「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定める「こども大綱」に一元化されました。

市町村は、「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとし、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等を一体のものとして作成するとされています。

本町においては、令和2（2020）年3月に「神石高原町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができる環境づくりを推進してきました。さらに、令和7（2025）年3月に、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の「神石高原町こども計画」を策定しました。

(5) 生活困窮者自立支援制度の動き

平成 27 (2015) 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずることが定められました。

働きたくても働けない、住む所がない等、直面する複合的な生活課題に対し、個々の置かれている状況を明らかにし、就労への支援や家計についての相談支援等、これまで福祉分野で十分に行えていなかった支援を加え、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

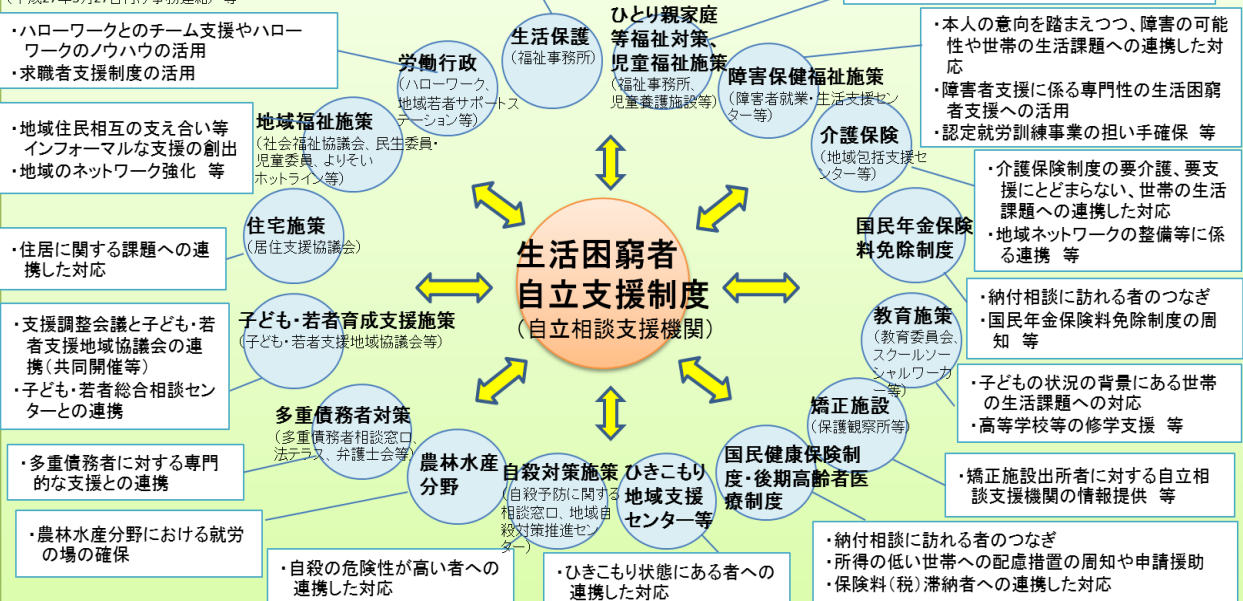
■生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について■

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
- また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

連携通知^(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」
(平成27年3月27日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

資料：厚生労働省

(6) 自殺対策の動き

我が国の自殺者数は、平成 10（1998）年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準で推移していましたが、平成 18（2006）年の「自殺対策基本法」の施行により総合的な自殺対策の取組が推進され、自殺者数は減少で推移してきました。しかし、依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

そのような中、国においては、平成 28（2016）年 4 月に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策は「生きることの包括的な支援」と新たに位置付けられ、地方自治体には自殺を防ぐための計画の策定が義務付けられました。平成 29（2017）年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させることを主な目的としています。

本町においては、「笑顔でいきいき神石高原プラン（第 2 次）」の「神石高原町「こころ」と「いのち」を支えるプラン（第 2 次）」の中で現計画を見直し、関係機関との連携及び地域の協力により、気軽に相談できる人材や場所の確保に引き続き努め、不安や孤立を解消し地域住民の自殺予防に取り組んでいます。

(7) 成年後見制度の動き

認知症や障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことは、高齢化が進行する社会における喫緊の課題であり、地域共生社会の実現にも資することとされています。しかし、これらの人たちを支える重要な手段である「成年後見制度」は十分に利用されているとは言えない状況です。

そのような中、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28（2016）年 5 月に施行され、同法では、その基本理念を定め、国の責務等をはじめ基本方針等が定められました。

また、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の設置等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 29（2017）年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画」が、令和 4（2022）年 3 月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

■第二期成年後見制度利用促進基本計画のポイント■

- ① 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- ② 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- ③ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

資料：厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和 4（2022）年 3 月）より作成

(8) 再犯防止推進の動き

人々の安全・安心な暮らしを構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止への取組が喫緊の課題となっています。

再犯防止のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通して適正な科刑を実現することはもとより、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任を自覚することや犯罪被害者の心情等を理解すること、自ら社会復帰のために努力することが重要とされています。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障害、厳しい生育環境、学歴等生きるために様々な困難を抱える人もいます。

犯罪や非行をした人が、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うためには、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力し、総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになったことから、平成 28（2016）年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」が施行されました。

それに伴い、平成 29（2017）年 12 月、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後 5 年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画である「再犯防止推進計画」が閣議決定され、更に令和 5（2023）年 3 月には第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

本町においては、本計画の中に「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）第 8 条」に定める「地方再犯防止推進計画」の具体的な取組内容を掲載します。

5 総合計画及び各個別計画との関係

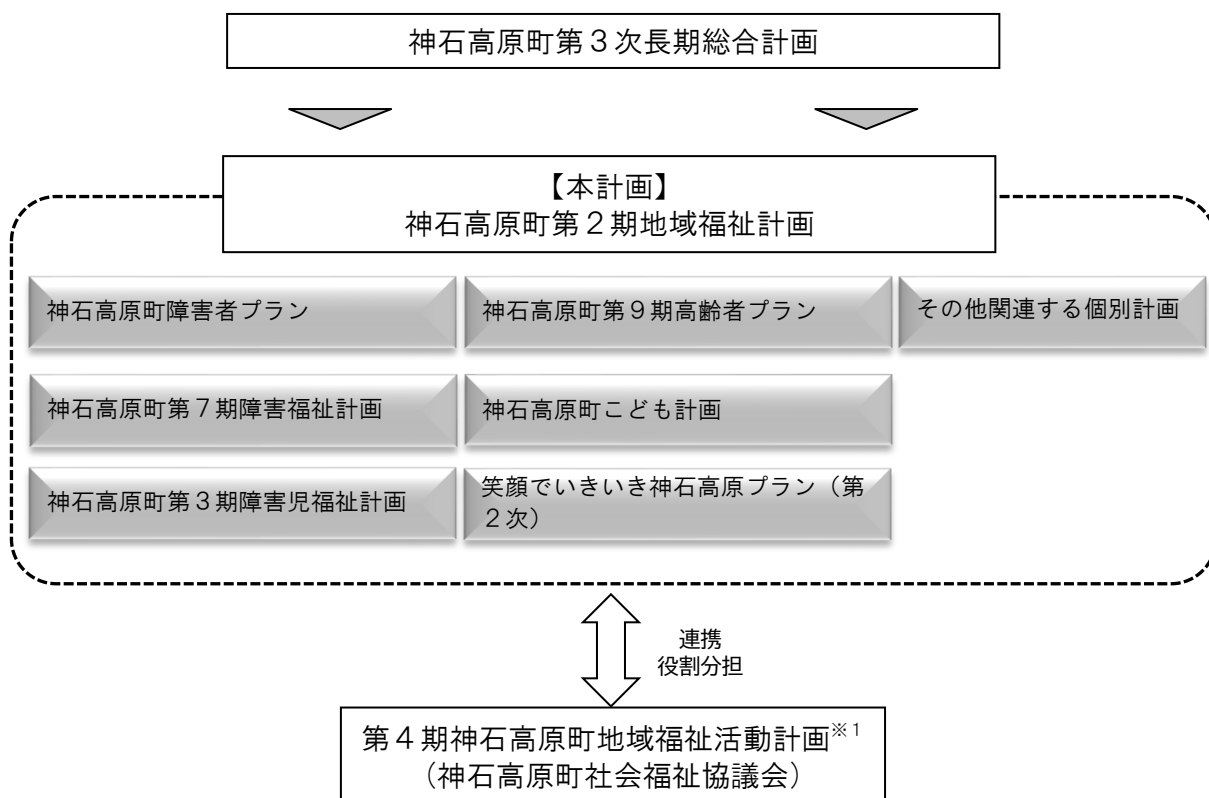
本計画は、本町のこれからの地域福祉の在り方や地域福祉推進のための取組の方向を定めるもので、福祉・保健等関連する分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。

現状では、高齢者や障害のある人、子どもといった対象別に個別の計画が策定され、それぞれの根拠法が異なりますが、これらに共通する事項を本計画に盛り込むことで、関連する計画との調和を図ります。本計画を福祉・保健及び生活関連分野と連携した福祉分野の「上位計画」として位置付けることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進できる仕組みの構築を目指します。

また、社会福祉協議会が策定する地域福祉の計画として「地域福祉活動計画」があります。「地域福祉活動計画」は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティア等の自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定されています。

本計画は、社会福祉協議会が策定する「第4期神石高原町地域福祉活動計画」とも連携を図りながら、共に地域福祉の取組を推進することとします。

■本町における計画の位置付け■



※1 神石高原町地域福祉活動計画：地域福祉の推進を目的とした民間の活動、行動計画のこと。
第4期の策定期間は、令和6（2024）年度～令和10（2028）年度。

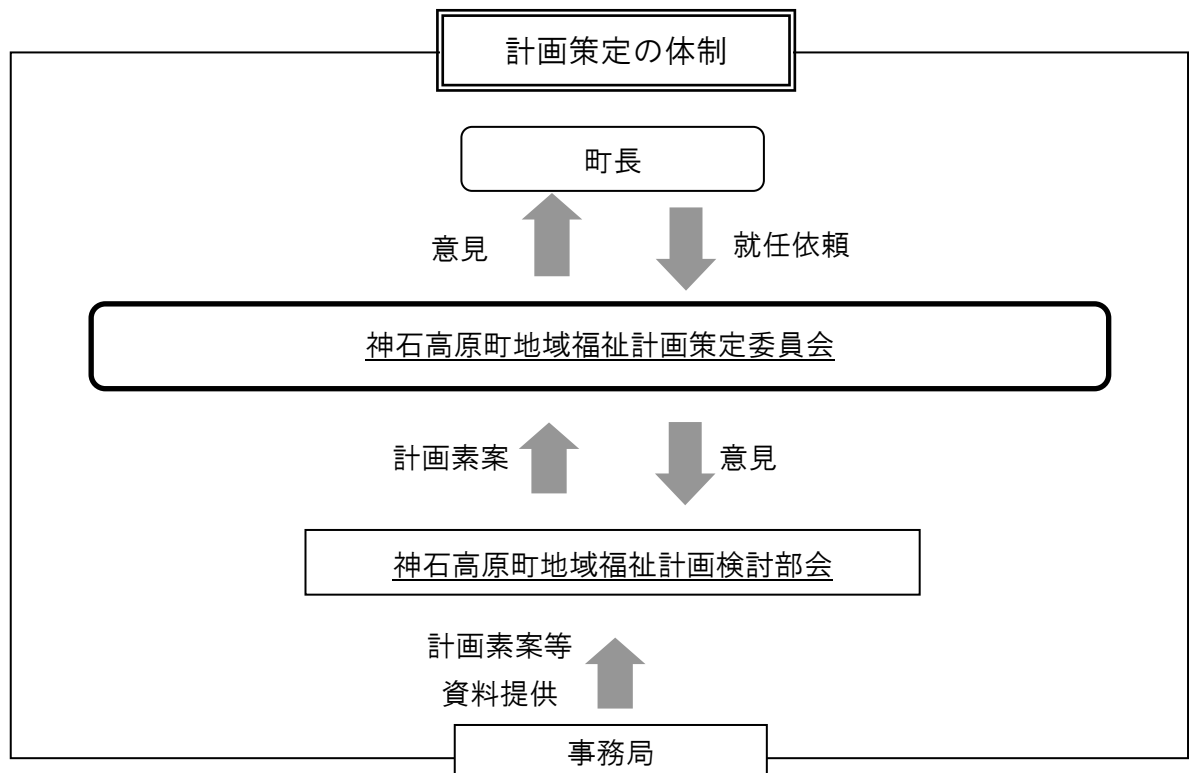
6 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や制度の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容について見直しを行う場合があります。

	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
神石高原町地域福祉計画	本計画				
神石高原町障害者プラン	現計画			次期計画	
神石高原町障害福祉計画	第 7 期		第 8 期		
神石高原町障害児福祉計画	第 3 期		第 4 期		
神石高原町高齢者プラン	第 9 期		第 10 期		
神石高原町子ども計画	第 1 期				
笑顔でいきいき神石高原プラン	第 2 次				

7 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、社会福祉関係者や各種団体、組織の関係者等から構成される「神石高原町地域福祉計画策定委員会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議します。



第2章 現状と課題

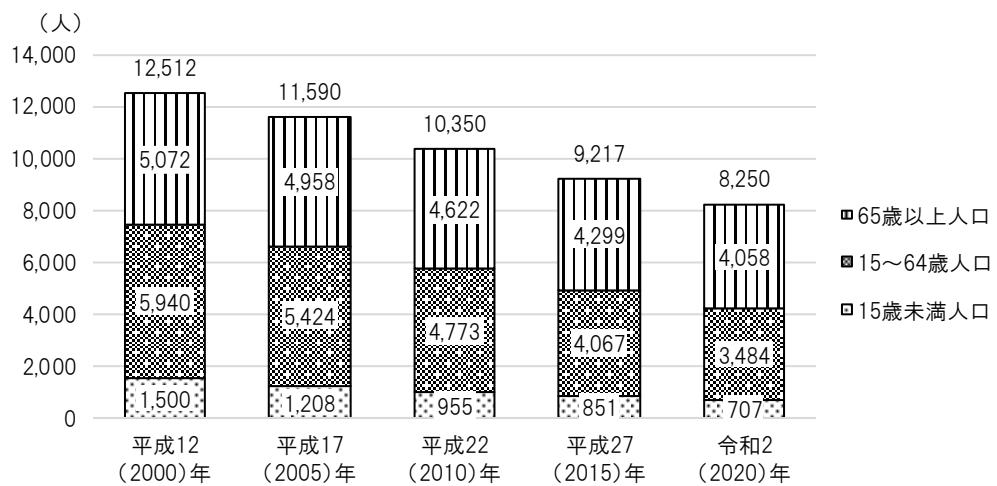
1 町の現状

(1) 少子・高齢化の進行

1 人口の推移

国勢調査の推移をみると、本町の総人口及び年齢3区分別人口は、いずれも緩やかな減少傾向となっています。

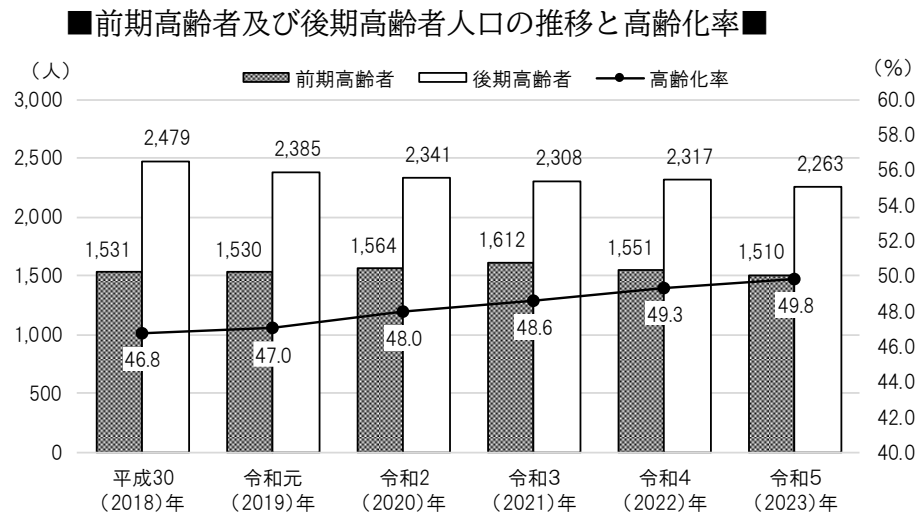
■総人口及び年齢3区分別人口の推移■



※総人口は年齢不詳分が含まれているため、必ずしも年齢3区分別人口の合計値と一致しない
資料：国勢調査

2 前期高齢者及び後期高齢者人口の推移と高齢化率の推移

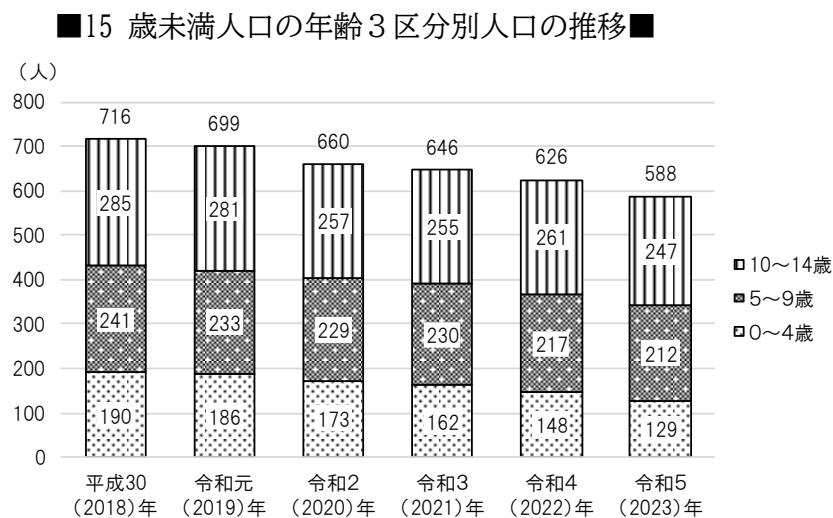
本町の国勢調査に基づく広島県人口移動統計調査による高齢者人口は、前期高齢者は令和元（2019）年から増加傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、それまでの増加から減少に転じています。後期高齢者は、平成30（2018）年から減少傾向が続いています。高齢化率は、平成30（2018）年以降増加傾向にあります。



資料：広島県人口移動統計調査（各年10月1日現在）

3 15歳未満人口の推移

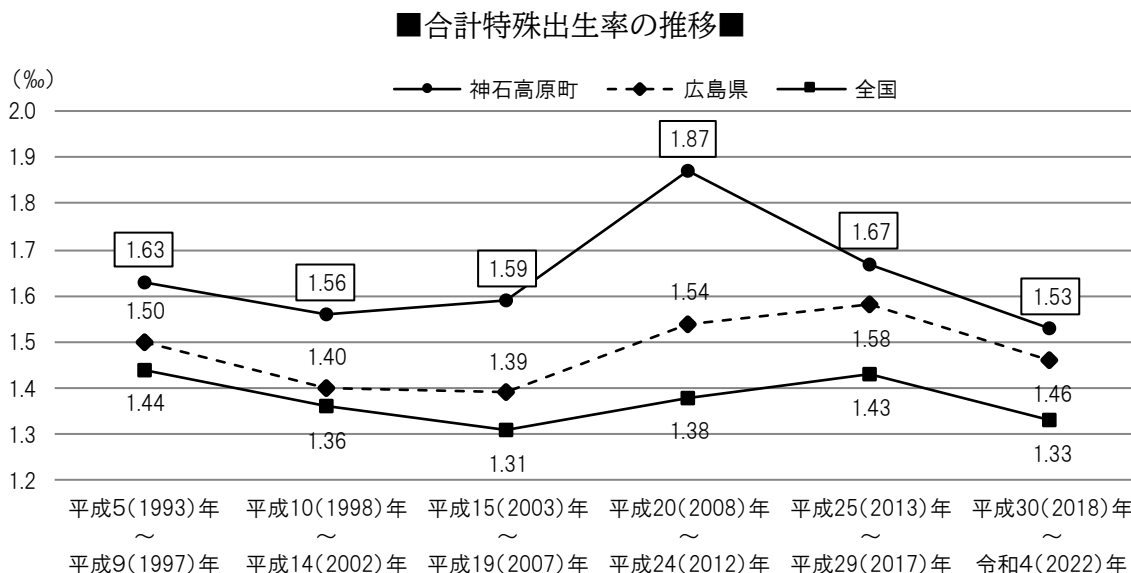
本町の国勢調査に基づく広島県人口移動統計調査による15歳未満人口は、平成30（2018）年以降全ての年齢区分において、減少傾向が続いています。



資料：広島県人口移動統計調査（各年10月1日現在）

4 合計特殊出生率（ベイズ推定値※）の推移

本町の合計特殊出生率をみると、平成 10（1998）年～平成 14（2002）年以降増加に転じていましたが、平成 20（2008）年～平成 24（2012）年以降減少しています。しかし、依然として国・県よりも高い水準で推移しています。



※ 小地域間の比較や経年的な動向を合計特殊出生率でみる場合、特に出生数が少ない場合には、数値が大幅に上下し、その地域の出生の動向を把握することが困難です。これは、標本数(出生数)が少ないために、偶然変動の影響を受け、数値が不安定な動きを示すためであり、このような場合、観測データ以外にも対象に関する情報を推定に反映させることが可能な「ベイズ推定」が有力な手法となります。

具体的には、当該自治体を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生の状況を情報として活用し、これと各自治体固有の出生数等の観測データとを総合化して当該自治体の合計特殊出生率を推定するものです。

このように「ベイズ推定」の手法を適用することにより、小地域に特有なデータの不安定性を緩和し、安定的な推定を行うことが可能となります。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

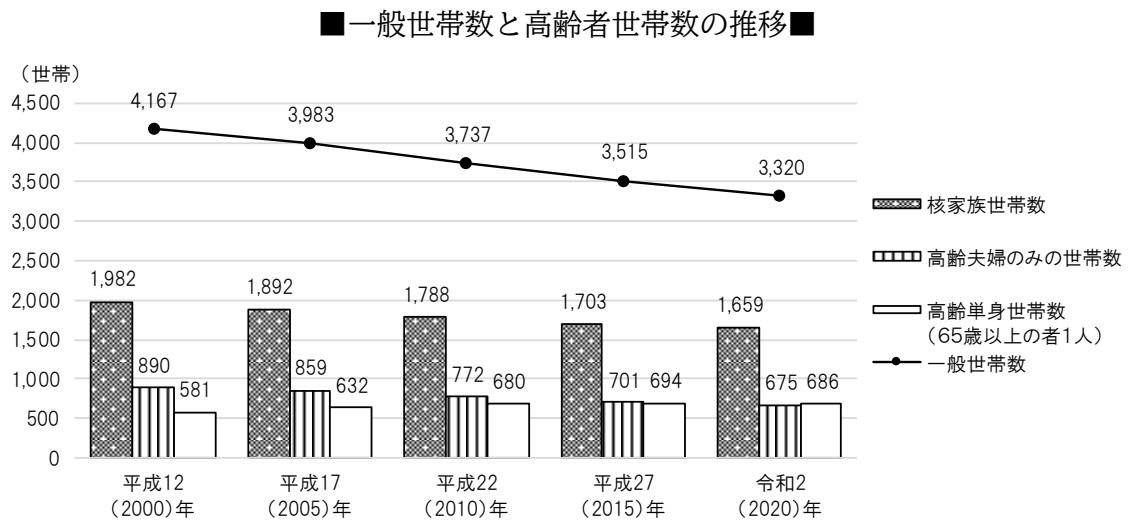


(2) 核家族化と世帯規模の縮小

1 一般世帯数と高齢者世帯数の推移

平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年までの 15 年間で、一般世帯数は緩やかに減少しています。

このうち、65 歳以上の高齢単身世帯数は増加傾向にありましたが、令和 2 (2020) 年では減少に転じています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）



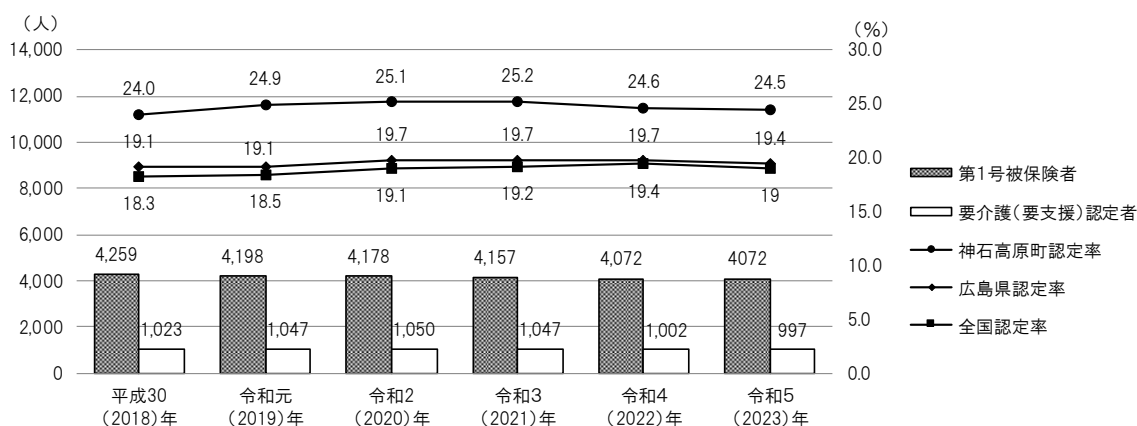
(3) 介護や支援を必要とする人の状況

1 要介護者数及び認定率の推移

本町の要介護（要支援）認定者数をみると、令和2（2020）年以降、これまでの増加傾向から減少傾向に転じています。

本町の認定率は平均して約24%台で推移しており、全国、県の認定率よりいずれも高い水準で推移しています。

■要介護者数及び認定率の推移■

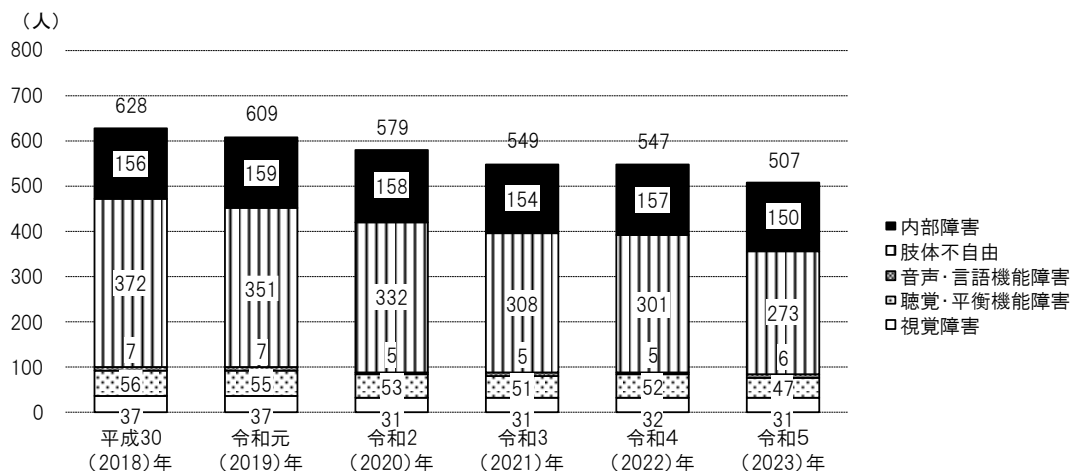


資料：介護保険事業報告年報（各年4月1日現在）
令和5（2023）年のみ介護保険事業報告月報（3月末現在）

2 身体障害者手帳所持者数の推移

本町の身体障害者手帳所持者数をみると、平成30（2018）年の628人から令和5（2023）年には507人と減少傾向となっています。

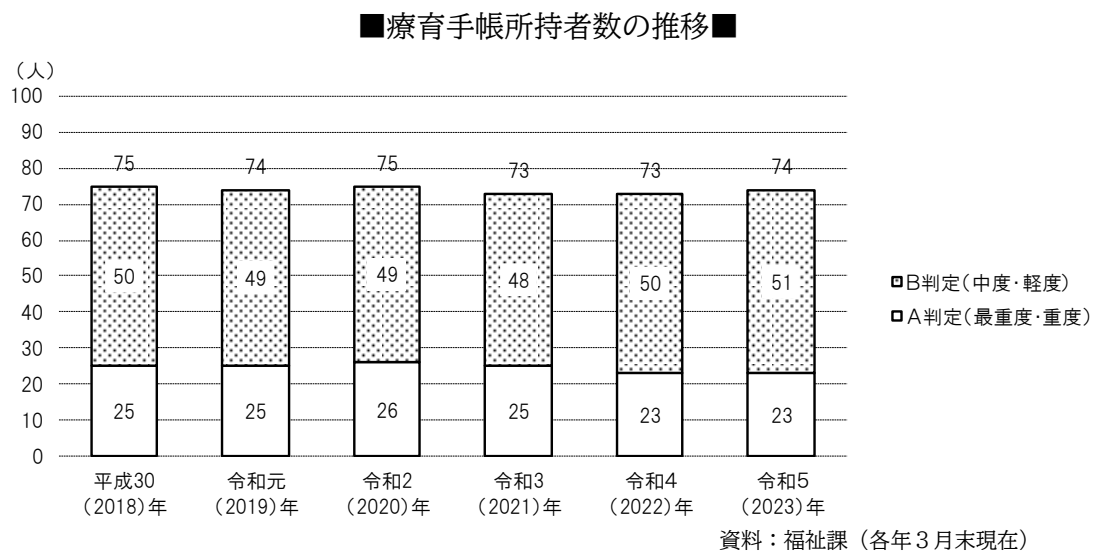
■身体障害者手帳所持者数の推移■



資料：福祉課（各年3月末現在）

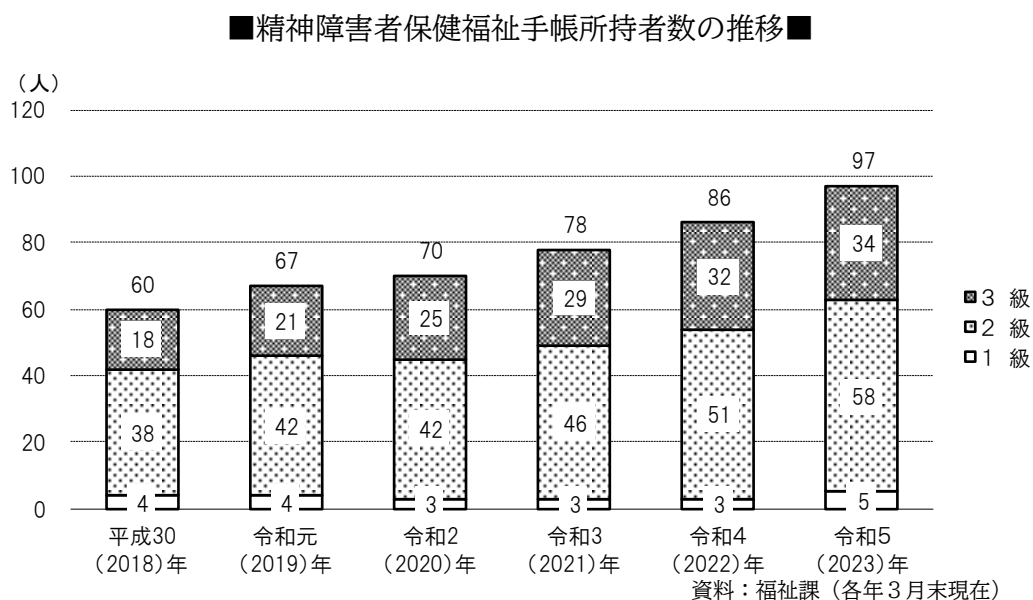
3 療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数をみると、平成 30（2018）年から令和 5（2023）年にかけて、75 人前後で推移しています。



4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成 30（2018）年から令和 5（2023）年にかけて、37 人増加しています。



(4) NPO活動

■NPO法人■

団体名	活動内容
オーガニック&メディカル七福神	食と健康への意識向上の推進
高齢社会を生きる会	介護支援、地域福祉活動
神石高原民のカプロジェクト	農業を基幹とした地域の活性化
神石高原つたえるネット	文化や伝統等の伝承、児童・生徒の健全育成
地域再生プロジェクト	調査研究を通じた地域社会の活性化
天空未来塾	関係活動人口創出に向けた町づくり
とよまつむら	交流サロン等の運営による地域づくり
nina神石高原	社会支援
ピースウィンズ・ジャパン	災害・人道支援、動物愛護
フェアトラベルジャパン	旅行を媒体とした地域社会の活性化

資料：広島県提供資料

(5) ボランティア団体

1 ボランティアセンター登録団体（社会福祉協議会）

■ボランティアセンター登録団体（社会福祉協議会）■

団体名	分類	活動内容
こだまの会	障害者支援	朗読(町広報・社協広報等)
カンガルークラブ	子育て支援	子育てサークル
神石っ子応援団フレフレ	子育て支援	子育て支援

資料：神石高原町社会福祉協議会（令和6（2024）年10月末現在）

2 福祉関係団体

■福祉関係団体■

団体名	対象※1	活動内容
神石高原町遺族会	戦傷没者遺族 181 人 (令和6(2024)年3月末現在)	各種手続の指導相談、式典への参加、会員相互の交流や親睦、研修
神石高原町母子寡婦福祉会	母子寡婦 会員 18 人 (令和6(2024)年4月1日現在)	母子寡婦家庭の生活の安定向上のための自立促進事業、親睦や交流や研修
神石高原町身体障害者福祉協会	身体障害者 55 人 (令和6(2024)年4月1日現在)	地域生活支援、啓発、研修、学習、社会参加の促進、会員相互の親睦
神石高原町原爆被害者協議会	原爆被爆者 会員 29 人 (令和6(2024)年4月1日現在)	医療・援護の相談や指導、式典への参加
民生委員・児童委員	地域住民	地域の見守り、相談支援活動
主任児童委員	児童	児童の見守り、相談支援活動
神石高原サロン連絡協議会	障害のある人及び家族	福祉の増進、向上並びに福祉のまちづくりに関する研修
神石高原町知的障害者家族の会	家族及び会の賛同者 会員 14 人 (令和6(2024)年3月末現在)	会員相互が手をつなぎ、知的障害のある人(児童)の人権を守り、その福祉の増進及び教育の向上を図る。
神石高原町精神障害者家族会	家族 会員 10 人 (令和6(2024)年3月末現在)	精神保健福祉の理解と正しい知識の普及と啓発、家族会員との相互の親睦を図る。
神石高原町老人クラブ連合会	老人 会員 974 人 (令和6(2024)年4月1日現在)	会員相互の親睦と交流、体力づくり等
神石高原町社会福祉協議会	地域住民	地域福祉の推進
神石高原町国民健康保険運営協議会	国民健康保険対象者	事業の運営について意見交換や調査、審議を行い、町長へ答申を行う。(運営委員 12 人)

※1 対象者、対象分野等を示す。

資料：福祉課

3 衛生関係団体

■衛生関係団体■

団体名	対象※1	活動内容
神石郡食品衛生協会	飲食業者	食品衛生指導員育成、指導員による巡回指導、食品衛生責任者実務講習会等
神石高原町歯科衛生連絡協議会	歯科保健	歯科衛生に関する総合的な連絡調整、歯科保健に関する普及と啓発、歯科保健事業の推進等
神石高原町公衆衛生推進協議会	公衆衛生	環境を守る事業、不法投棄対策、粗大ごみの集団回収等
神石高原町農業集落排水事業運営委員会	下水道	事業の運営についての調査研究及び協議、意見を答申
母子推進員	母子保健	妊産婦・乳幼児の家庭訪問、乳児健診等母子保健事業への協力

※1 対象者、対象分野等を示す。

資料：健康衛生課 子育て応援課 福祉課（令和6（2024）年6月末現在）

4 教育関係団体

■教育関係団体■

団体名	対象※1	活動内容
文化財保護委員会	歴史・文化資源	歴史と文化資源の保存、継承活動
神石高原町スポーツ協会	地域住民	スポーツ振興、スポーツ団体の育成
神石高原町スポーツ推進委員協議会	地域住民	スポーツ振興、普及
絵本の会「ゆきんこ」	母子、学童	読み聞かせの会
青少年育成神石高原町民会議	青少年	青少年の健全育成
神石郡PTA連合会	小・中学生の保護者	健全な子どもの心を育てる環境づくり
神石高原町図書館運営協議会	地域住民	読書活動の促進

※1 対象者、対象分野等を示す。

資料：未来創造課 子育て応援課 教育課（令和6（2024）年6月末現在）

5 地域関係団体

■地域関係団体■

団体名	対象※1	活動内容
神石高原町消防団	地域福祉	防災活動
自主防災組織	地域福祉	地域防災活動(30 組織)
神石高原町女性会	女性	女性問題の解決、地域づくり、青少年健全育成
神石高原町自治振興連絡協議会	地域住民	地域づくり
神石高原町青年会	青年(町内に居住又は勤務)	地域貢献、行事の主催及び参加、会員同士の交流
神石高原町シルバー人材センター	高齢者	高齢者の生きがい対策として、地域に密着した仕事を有償で引き受ける。
神石高原町協働支援センター連絡会議	地域住民	地域づくり

※1 対象者、対象分野等を示す。

資料：総務課 未来創造課（令和6（2024）年6月末現在）

6 その他団体

■その他団体■

団体名	対象※1	活動内容
神石地区高齢者介護研究会	地域住民	認知症予防等の講演会や映画会の開催等
神石帝釈峡ライオンズクラブ	地域住民	あいさつ運動、帝釈峡湖水の保全や落ち葉の清掃、神石小学校付近の散策コースの草刈り等
神石高原ライオンズクラブ	地域住民	平和ポスター募集、献血の推進、薬物乱用講座開催、グランドゴルフ大会開催、清掃活動、あいさつ運動等
府中地区更生保護女性会神石支部	地域住民	地域社会の犯罪や非行の未然防止のための啓発活動、児童の見守り活動、あいさつ運動等
神石高原商工会	商工業者	経営課題への対応や社会的地位の向上を図る等

※1 対象者、対象分野等を示す。

資料：産業課 福祉課（令和6（2024）年6月末現在）

(6) 高齢者及び子どもを地域で支え見守る体制について

1 地区別自治振興会・班、世帯数及び人口

■地区別自治振興会・班、世帯数及び人口■

地区	自治振興会数	班数	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯当たり人数(人)	65歳以上 人口 (人)	高齢化率 (%)
油木	9	50	942	1,864	2	1,013	54.34
神石	9	56	809	1,629	2	907	55.67
豊松	4	47	519	1,031	2	608	58.97
三和	8	63	1492	3,373	2	1,440	42.69
計	30	216	3,762	7,897	2	3,968	50.24

資料：住民課（令和6（2024）年6月末現在）

2 地区別民生委員・児童委員、主任児童委員及び母子推進員

■地区別民生委員・児童委員、主任児童委員及び母子推進員■

地区	民生委員・ 児童委員数 (人)	(再掲) 主任児童委員 数(人)	母子推 進員数 (人)
油木	14	(1)	2
神石	12	(1)	1
豊松	7	(1)	1
三和	16	(1)	3
計	49	(4)	7

資料：子育て応援課 福祉課（令和6（2024）年6月末現在）

(7) 健康及び生きがいづくりについて

1 特定健康診査受診者・受診率

■特定健康診査受診者・受診率■

対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
1,360	692	50.9

資料：健康衛生課 法定報告（令和5（2023）年度）

2 シルバー人材センター会員・老人クラブ会員数

■シルバー人材センター会員・老人クラブ会員数■

地区	シルバー人材センター会員数(人)	老人クラブ会員数(人)
油木	87	371
神石	51	116
豊松	46	80
三和	66	407
計	250	974

資料：「シルバー人材センター会員数」福祉課（令和6（2024）年3月31日現在）

「老人クラブ会員数」社会福祉協議会（令和6（2024）年4月1日現在）

3 サロン数・通いの場数

■サロン数・通いの場数■

地区	サロン数	通いの場
油木	9	9
神石	7	7
豊松	13	5
三和	25	13
計	54	34

資料：「サロン数」社会福祉協議会 「通いの場」福祉課
（令和6（2024）年3月末現在）

4 かがやきネット「安心通知」登録者数

■告知端末の「安心通知」登録者数■

地区	令和6(2024)年（人）
油木	54
神石	57
豊松	45
三和	121
計	277

資料：未来創造課（令和6（2024）年6月末現在）

（8）生活保護の実態について

1 保護世帯数・保護人員・保護率

■保護世帯数・保護人員・保護率■

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
保護世帯 数(世帯)	39	35	27	29	29	27
保護人数 (人)	43	39	29	33	37	30
保護率 (%)	4.91	4.55	3.48	4.06	4.58	3.96

資料：福祉課（各年度末現在）

（9）刑法犯罪について

1 刑法犯認知件数の推移

■刑法犯認知件数の推移■

単位(件)	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年
全国	817,338	748,559	614,231	568,104	601,331	703,351
広島県	14,311	14,160	11,726	11,181	12,147	14,188
神石高原町	17	13	12	13	16	27

資料：広島県警察本部統計資料より作成（各年1月～12月）

2 地域福祉についての地域住民の意向

(1) 関係団体ヒアリング

1 実施概要

① 関係団体ヒアリングの目的

神石高原町第2期地域福祉計画の策定にあたり、地域住民と行政とが新たなパートナーシップを確立し、新しい福祉のまちづくり、地域共生社会の実現のため、計画の策定段階における地域住民の参画の一環として、町内で活動する関係団体・組織の責任者や実務者等を対象に関係団体ヒアリングを実施しました。

② 関係団体ヒアリングにおける事前調査項目

参加者には、次の項目による事前調書を記入いただいたうえで、ヒアリングを実施しました。

- ・ 団体の主な活動内容
- ・ 現在、活動している中で、感じている問題点・課題
- ・ 他の団体や組織と連携・協力して活動している内容
- ・ 町と連携・協力して活動している内容
- ・ 災害時などで団体が協力できる内容
- ・ 地域活動を更に活性化させるために必要な取組

③ 関係団体ヒアリングの実施時期及び対象団体

ヒアリングは、次の表のとおり実施しました。

実施日時	対象団体
令和6（2024）年 8月5日（月）15:00～	・ 神石高原町シルバー人材センター ・ 神石高原商工会
令和6（2024）年 8月5日（月）18:30～	・ 神石高原町PTA連合会 ・ 神石高原町青年会
令和6（2024）年 8月7日（水）10:30～	・ 神石高原町社会福祉協議会 ・ 神石高原町民生委員児童委員協議会 ・ 神石高原町自治振興連絡協議会 ・ 神石高原町自立支援協議会
令和6（2024）年 8月7日（水）13:30～	・ 神石高原町老人クラブ連合会 ・ 神石高原町女性会

2 結果

① 現在、活動している中で、感じている現状及び問題点・課題

- ・ 社会福祉協議会では、互助の取組である「さわやかネット」をはじめ、担い手の確保が課題である。
- ・ 情報を載せているものの「さわやかネット」や「サロン」への周知が若い人を中心に不足している。
- ・ 老人クラブ連合会では、会員数が激減し、力を合わせて活動できる会員も 20～30%という中、役員（リーダー）の世代交代がうまくいっていない。
- ・ 女性会も会長への成り手がなく、世代交代ができない。また、新しい会員の加入が少なく、後継者不足で地域活動ができなくなっている。
- ・ 青年会は新しい会員の加入が少なく、後継者不足で地域活動ができなくなっている。
- ・ 神石郡PTA連合会は、人口減、少子化による会員数の減少と活動の継続への不安がある。また、今までできていたことが、保護者にも負担となりできなくなり、規模を縮小する等、子どものための活動に影響が出ている。さらに、障害のある子どもに対してどう対応していいのか分からないことはある。
- ・ シルバー人材センターは、入会者数が伸びず、退会者数にも高齢等で歯止めが効かない状況がある。一方、人口減少により業務を発注する世帯の減少が事業運営に影響を与えている。
- ・ 民生委員児童委員協議会は、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想される中、状況の確認から医療関係につなぐまで時間が掛かるという課題がある。
- ・ 自治振興連絡協議会では、自主防災組織がお年寄りの人が孤立しないように、組織づくりをしている。本町には地域での情報の共有、何かあったらみんなで声を掛け合うという風土がある。
- ・ 女性の方を中心に百歳体操やサロン等を実施している。

② 他団体や組織との連携・協力の状況

- ・ 社会福祉協議会は、認知症高齢者や生活困窮世帯の見守り等のために民生委員児童委員協議会との連携をしている。また、シルバー人材センターは生活支援体制整備協議体の方針を共有し、地域で高齢者への声掛け、通学児童の見守り活動に協力している。
- ・ 上自治振興会では、民生委員、女性会、上ボランティアの会と連携をしている。
- ・ 神石高原町老人クラブ連合会は幼保小との交流のため、三和協働支援センターと連携している。また、神石高原町青年会も同センターからの行事への協力要請等で関わりがある。
- ・ 神石郡PTA連合会は各地域行事等（運動会・祭り等）を通して各関係団体と連携をしている。

③ 町との連携・協力の状況

- ・ 全ての関係団体は協働のまちづくりの視点から行政とタイアップしないとできない事がほとんどである。特に女性会は、協働支援センターとは連携している事が多い。
- ・ 老人クラブ連合会は、主として福祉健康（高齢者福祉）と連携して健康づくり運動、講座、介護予防、認知症理解（地域包括センターを身近に）をしている。
- ・ シルバー人材センターは、町の委託事業である「学童保育やまびこ館」の運営を行っている。
- ・ 神石郡PTA連合会は、登下校の安全の確保を目標にして、毎年、子どもの教育、学校環境・設備、安全な通学路の確保等を実施している。

④ 災害時等（自然災害、感染症等）での協力内容について

- ・ 社会福祉協議会は町からの要請でボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアに対する支援（ボランティアの手配、飲食物の提供、駐車場の確保）を実施している。
- ・ 民生委員児童委員協議会は地域の情報を把握し、避難行動要支援者名簿の作成に協力している。
- ・ 自立支援協議会は支援物資などの配達での協力、老人クラブ連合会は自治会、民生委員・児童委員との日常（平常時）の情報交換をしており、避難に時間の掛かる高齢者特に一人暮らしの高齢者の情報が消防や警察に直結できるように協力する。
- ・ 女性会は地域福祉の要になる人が多く、女性の視点に立った活動で協働支援センターと協働ができると考えている。
- ・ シルバー人材センターとして協力できる範囲としては、高齢者を中心とした気づきや見守りを中心に会員の近隣世帯の安否確認と理解している。
- ・ 商工会では大きな災害のときに長期に滞在する場合、災害時の必要な物品（食料、衣類等）を、会員を通して調達することができる。
- ・ 青年会の会員の多くが消防団に所属しており、消防団を通じた活動が中心である。
- ・ PTA連合会は学校・町と連携し防災研修会等を開催し、地域の危険箇所について、ハザードマップを通して把握し、また、避難場所の確認等をする。
- ・ 自治振興会では、お年寄りの人が孤立しないような、自主防災組織の組織づくりをしている。

⑤ 今後の地域福祉の活性化について

- ・ 社会福祉協議会としては、地域での活動を地域同士で先進事例等から情報共有をしたり、意見交換をしたりする取組が必要と考えている。

- ・ 民生委員児童委員協議会としては、地域福祉に必要となるキーとなる力強い地域のリーダーシップを持った人を育成することが先決と思う。
- ・ 自治振興連絡協議会としては、子どもの豊かな育ちのサポートに重点を置き、子育て家庭に更なる支援をして、少子化問題の解決につながる施策に期待する。
- ・ 自立支援協議会としては、防災のための地域住民との情報共有が大事だと考える。
- ・ 老人クラブ連合会としては、普段の暮らしが最も大切、重要であり、助け合いの根幹をなすものと思う。経済活動、生活活動でみんな集まった中で、幸せ感が漂うと大成功だと思っている。会員数が減っている中で、幸せ感を共有するためにはどうするのかを考えてもらいたい。
- ・ 女性会単独では課題を解決できない状況まで来ているが、世代間交流、組織間交流を行い声かけができる地域づくりが必要と考えている。
- ・ シルバー人材センターとして今後も見守り活動に協力していけるような取組が必要である。
- ・ 商工会としては、神石高原町は昔から近所づきあいは強いので、もう一度声掛けして深めていく必要がある。
- ・ 青年会としては、年間の行事ではなく、普段からの助け合い等となると、まず何ができるかがよく分かっていないように思う。
- ・ 神石郡PTA連合会としては、少子化により、子どもの人数も減り地域との関わりも減ってきているが、地域には多くの人材がいる。子どもが地域の伝統や文化を体験し経験する機会を増やし、また、高齢者だけでなく、障害のある人との様々なつながりを作ることが必要である。



関係団体ヒアリング

令和6（2024）年8月7日（水）

(2) グループインタビュー

1 実施概要

① グループインタビューの目的

神石高原町第2期地域福祉計画の策定にあたり、地域の様々なライフステージの方々に、地域における福祉に関する問題点や課題、今後の取組についての意見や行政との連携の在り方等、様々な視点から様々な意見を聞き、計画に反映することを目的として、グループインタビューを実施しました。

グループインタビューは座談会形式の集団面接調査で、司会者が話題を提示し、対象者がグループで話し合います。グループで話題をやりとりすることで、活発な意見や有益なアイデアを聴取することができます。

② グループインタビューにおける事前調査項目

参加者には、次の項目による事前調書を記入いただいたうえで、グループインタビューを実施しました。

- ・生活をするうえでの心配事と心配事に対してあなた自身や隣近所で協力してできること
- ・心配事に対して地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支え合いの活動
- ・高齢者や障害のある人、子どものいる世帯などに対して、あなた自身や隣近所で協力してできること
- ・あなた自身や隣近所で協力してできる災害時の助け合いや協力

③ グループインタビューの対象者

油木地区、神石地区、豊松地区、三和地区在住の地域住民及び油木高校生で、各地区の参加者の所属等は次のとおりです。

- ・協働支援センター
- ・高齢者代表 老人クラブ連合会
- ・女性代表 神石高原町女性会
- ・子育て世代代表 保育所保護者会
- ・成人代表 神石高原町青年会
- ・外国人（世話役を含む）
- ・民生委員・児童委員代表
- ・商工会女性部代表
- ・商工会青年部代表

広島県立油木高等学校は、2年生の6名の高校生が参加しました。

④ グループインタビューの実施時期及び実施場所

グループインタビューは、次の表のとおり実施しました。

対象	実施日時	実施場所
油木高校生	令和6（2024）年 9月6日（金）11:00～	・ 油木高等学校内教室
豊松地区	令和6（2024）年 9月9日（月）18:30～	・ とよまつ総合センター 1階 会議室1
神石地区	令和6（2024）年 9月10日（火）19:00～	・ 総合交流センターじんせきの里 多目的研修室
油木地区	令和6（2024）年 9月12日（木）18:30～	・ 油木コミュニティセンター 研修室
三和地区	令和6（2024）年 9月13日（金）19:00～	・ 神石高原町役場 本庁1階 大会議室2



油木高校生グループインタビュー
令和6（2024）年9月6日（金）



豊松地区グループインタビュー
令和6（2024）年9月9日（月）

2 結果

2-1 油木高校

① 生活をする上での心配事とあなた自身や隣近所で協力してできること （主に自助・互助）

- ・ 病院やスーパー等へ行くのに車が必要なため自由に出かけられず、自分がバスの時間に合わせて積極的に利用するか、誰かの車と一緒に乗せてもらう。

② 心配事に対して地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支え合い活動（主に共助）

- ・ ボランティアを行う日を学校で伝えることやボランティアに高校生でも気軽に参加できるようにしてほしい。
- ・ 地域での支え合い活動について、地域住民やボランティアで話しあってもらいたい。
- ・ ボランティアについて学ぶ特別授業とか、役場のホームページで募集を出せる掲示板があれば助かる。
- ・ 町に対しては、ライドシェアの導入を考えてほしい。

③ 高齢者や障害のある人、子どもがいる世帯などに対して、あなた自身や隣近所で協力してできること

【自助、互助】

- ・ まず障害について理解することが必要である。
- ・ 買物の代行や安否確認ができるようにする。

【共助】

- ・ 地域との交流を通して情報交換や高齢者や障害のある人と接する機会をつくる。
- ・ 障害のある人と会って、こういうことが起きたときの対処法などを聞いたりする場所を知りたい。

④ あなた自身や隣近所で協力してできる災害時の助け合いや協力

【自助、互助】

- ・ ハザードマップを確認する。
- ・ 避難先で食料を少し分け合ったり、高齢者の避難を手伝ったりする。
- ・ 避難できる状態かの確認を決める等、非常時に家に入る手順があればいい。
- ・ 団地の人たちと避難経路や場所を共有しておく。
- ・ 子どもや高齢者と一緒に避難所に行ったり、事前に地域の人たちと避難訓練をする。

【共助】

- ・ 隣近所で危険なところや避難経路を確認する日を設ける。

【公助】

- ・ 退避済みかどうかを確認し合うことができるアプリをつくって加入する。

2-2 豊松地区

① 生活をする上での心配事とあなた自身や隣近所で協力してできること (主に自助・互助)

- ・ 子どもが少ないので、そこだけの関係で終わってしまうし、意見が広がらないこともある。子どもが中学生になって大人数になって他の地域と合わない、どうしていけばいいのか分からないという話を聞いている。
- ・ 介護が必要な高齢者が増えているが、近所で関わるのが難しい。近所の助け合いとして、何が可能で何ができないかを話し合う場を設ける。
- ・ 高齢の夫婦世帯が 90 歳前後になり、免許返納に非常に困っている世帯がいる。買物に困る。体調不良で家庭ごみの処理や緊急時対応、通いの場が遠い等、専門委員を交えた班区域程度での回想法を目的としたサロンの開催補助を行う。
- ・ 高齢者だけの世帯で、使用しない部屋の管理やごみの片付けができなくなることが心配であり、無理のない日常の見守りについて隣近所で話し合う場を持つ。
- ・ 高齢になると買物をするところがなくなり、車が無いと生活できなくなるかもしれない。代行で隣の人と買物に行ったり、うまく循環したりすれば、運転免許の返納もできるし、うまくコミュニティができるかもしれない。
- ・ 子どもが大勢と普通に遊ぶのは必要だと思う。いろいろなツールを使ってつなぐことはできると思う。
- ・ 昔から基本的に自分のところは自分でやるという感覚を持っている。また、昔と比べコミュニケーションを取りづらくなっており、地域とのコミュニケーションを取ってくれるハブ役の方が少なくなっている。
- ・ 近所の方に何かあったら声をかけてくださいと話しているが、やはり気を使ってしまう。
- ・ 以前は、共助でやってきたことが、自助になってきている。孤立してしまう悪循環になっている。
- ・ 町として何かあったときに連絡を取りたいが通信が良くないので改善してほしい。
- ・ 役場での子育てサロン等、町内の同年代の子どもとの交流を積極的に行う。
- ・ 町としてサロン開催時に綿密な有事の助け合いの共生社会の実現をする。
- ・ 光ケーブル及び通信機器の更新をして使いやすくしてほしい。

② 心配事に対して地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支え合い活動（主に共助）

- ・ 町内の子どもを集めてイベントを開催してほしい。
- ・ 支えあいたいという気持ちはあっても近所が高齢者同士だったり、若い人は働いていたりする。思いだけでは力にはなれない現状はあると感じる。専門的な方々の力は必ずいると思う。
- ・ 地域の近くに住んでいる人たちと色々な話をしてみたい。
- ・ 地域の振興会でボランティア団体を結成し班程度で活動する。
- ・ ボランティア団体に民生委員・児童委員も参加してほしい。
- ・ 町としては既にある制度（シルバー人材センターやさわやかさん）でできないことを、できるように制度を考える必要がある。

③ 高齢者や障害のある人、子どもがいる世帯などに対して、あなた自身や隣近所で協力してできること

【自助、互助】

- ・ 地域の草刈り等、高齢者の体力ではできないことに積極的に協力する。
- ・ 自治振興会のリードで班長を中心にできる方で活動をする。
- ・ 挨拶をして体調管理の確認を行い、励ましの声をかけてあげる。
- ・ 買物などの依頼があれば代行する。

④ あなた自身や隣近所で協力してできる災害時の助け合いや協力

【自助、互助】

- ・ 災害時の人命救助はできる範囲で行う。
- ・ 災害時に安全確認後、連絡を取って指定の場所に避難する。
- ・ 災害時の対応も自助の世界に徐々になってきている。

【共助】

- ・ 必要に応じて消火器の訓練も行う。

2-3 神石地区

① 生活をする上での心配事とあなた自身や隣近所で協力してできること（主に自助・互助）

- ・ 一人暮らしの状況を把握し、月に数回訪問する。
- ・ 子どもや近所への連絡など、急病時の対応、食料の調達については、関係機関との情報共有や医療機関へつなぐ。
- ・ 災害時の避難が心配であり、緊急時にどのような対応をとるか、家族としっかり話し合う。
- ・ 子どもの減少により将来、保育所や学校の維持ができなくなることが心配である。

- ・自治振興会や各種行事の維持、継続も年々難しくなってくるのではないかと思います。
- ・高齢者は畑仕事で暑くて倒れても気づかないこともある。家族が家にはいるが日中はいないので、家族がいても見つけてくれる人がいない。出ている家族や本人たちも不安に感じているので、家族としっかり話し合う。
- ・町内の人口減、高齢化により、学校・職場・病院・住居・買物場所などが将来なくなるのではないかとという不安がある。何かあったときはすぐに動ける準備をする必要がある。

② 心配事に対して地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支え合い活動（主に共助）

- ・地域で支え合う力、つながりも弱くなっていると感じ、実現できる支え合い活動が思いつかない。
- ・タクシーやバスが利用できるようになったけど、遠くへ出かけたいと思ったときは、まだ不便に感じる。
- ・町として、緊急性のある事案に対応可能な医療機関などを町民が事前によく把握できるようなシステムが必要である。

③ 高齢者や障害のある人、子どもがいる世帯などに対して、あなた自身や隣近所で協力してできること

【自助、互助】

- ・少量の草刈り、障害物の撤去などのコミュニケーションをとることにより、自分の出来る範囲で協力する。
- ・挨拶などを日常的に行えるよう意識する。その際どのような助けが必要な人がいるかを簡単に把握しておき、異常事態が起きたときに気づきやすいようにする。
- ・二人暮らしで片方が認知になるような方もいる。通りすがりで、情報を集めるようにしているが、山の奥にいる方は訪問できない。
- ・買物などの依頼があれば代行する。
- ・犯罪被害防止のための声掛けをする。

【公助】

- ・高齢者などの補助制度等の紹介をする。

④ あなた自身や隣近所で協力してできる災害時の助け合いや協力

【自助、互助】

- ・身体障害者、高齢者など、避難が難しい人たちへの自主防災組織や要支援者名簿に基づく活動をする。
- ・災害時に役立つ知識などを、普段から身に付けておき、いざというときに活用できるよう下地を整えておく。

- ・ 災害時の備えとして、備蓄品を多めに用意し、災害時の助け合いにも活用する。
また、ローリングストックとして消費して入替ができればいい。
- ・ 食事の手伝い等は出来るが、自分たちには何を手伝ったら良いか判断できない。

【共助】

- ・ 自治会や隣近所の家族構成を知っておき災害時には声かけ、誘導、連携を取って安全に行動する。
- ・ 自主防災組織等で役割を明確化する。

【公助】

- ・ 避難のマニュアルを用意し、町民が役割分担等を把握する。

2-4 油木地区

① 生活をする上での心配事とあなた自身や隣近所で協力してできること

(主に自助・互助)

- ・ 災害、買物、緊急時の協力の仕方に不安があるが、地域生活をカバーし合う。
- ・ なるべく普段からお互いに顔を合わせたら声かけを行ったり顔を見かけないと思ったら訪問したりする。
- ・ 若い人は、今では集まれないことが多いので、情報の交換は、仲良しグループをつくり、LINEとかで情報交換を行っている。直接話さなくても掲示板とかあればもしかしたら匿名でも良いかと思う。
- ・ 子どものみの留守番や旅行時、隣近所でも一軒一軒が離れているし、軒数も減ってきており、隣近所のつながりが薄くなっており、防犯上の不安がある。そのため、連絡網の確立と役割分担の確立、近隣の方の普段の生活や困りごとを把握しておく。
- ・ 小児科は子育て世代にとって絶対に必要である。産科、婦人科、小児科はあってもいいのではないか。
- ・ 独り暮らしの高齢者や障害のある人の家でトラブルが起こったときが心配であるとともに、車を運転できない高齢者が増え、生活レベルが低下している。
- ・ 高齢者のみの世帯が増えており急病やケガなどに近所であっても気づきにくい。

② 心配事に対して地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支え合い活動（主に共助）

- ・ 身近なボランティアグループの把握と情報提供等を含む組織づくりが必要である。
- ・ 地域で話し合える場をつくり、誰が何をしてほしいかが事前に分かればやりやすい。
- ・ 情報交換の方法にも多くあるが、神石に特化した情報交換の方法があれば若い人はそちらの方が使いやすい。

- ・ 地域との近所付き合いには、適度な距離感が必要だと思う。
- ・ 町として運転代行業を気軽に頼めるシステムの方法を考えてほしい。

③ 高齢者や障害のある人、子どもがいる世帯などに対して、あなた自身や隣近所で協力してできること

【自助、互助】

- ・ 双方の信頼関係を構築し、様々な事情を知る機会をつくる。
- ・ 行事や病院、買物の同行等頼まれたことは、快く引き受けるができないことはできる人に相談する。

【共助】

- ・ 高齢者のスマートフォンのアップデートを手伝う。システムのメンテナンスを全体で行う機会をどこかで作る。

④ あなた自身や隣近所で協力してできる災害時の助け合いや協力

【自助、互助】

- ・ 災害時の名簿を作っているが、守秘義務があって振興会の一部しか見られないようになっている。公表するとき地域の信頼関係ができていたら、対応が早くできると思う一方で、隣近所が遠いという問題もある。
- ・ 隣近所での声の掛け合いと避難場所の確認と輸送方法とを日頃から話し合い、協力できる体制づくりをする。
- ・ 予報などで災害が予想できるときには前もって声かけをする。

2-5 三和地区

① 生活をする上での心配事とあなた自身や隣近所で協力してできること (主に自助・互助)

- ・ 一人暮らしのお年寄りが増えているが、班の中に小組（3戸）を結成しており、情報伝達時にお互いの健康状態を共有している。また、個人情報保護については理解しているが、班内くらいは現在の状況を共有したいと思う。
- ・ バス等個々の交通機関は難しいため、どこでも行くときはいつも急いでいて不安であり、また、免許の返納で買物、病院の通院等、日常生活に不便が生じている。
- ・ 気軽に買物ができるスーパーマーケットが無く、今後、買い物難民になるのではないかと心配である。また、医療機関が遠く、自分の希望する医療を受けにくい状況であり、タクシーチケットを利用して、外出や通院の際、隣近所や知人と声を掛け合って乗り合わせたり、町外に買物に出るときは、近隣、知人に声をかけて頼まれたものを届けたりしたい。
- ・ 日本語を流ちょうに話せないため、一般の人々と交流することはめったにない。
- ・ 商店の閉店や公共交通機関の廃止などで高齢者や障害のある人にとって生活のしづらさを感じる場所が多くなっているため、各地域で買物や外出、配食等

の身近な支援やサービスが求められている。

- ・ タクシー等に急病時などに連絡できるようにしてほしい。

② 心配事に対して地域の人やボランティアにしてほしいことや手伝ってほしいこと、「あったらいいな」と思う支え合い活動（主に共助）

- ・ 地域で支え合う力が弱くなっているのが課題であるが、少子高齢化が進んでいる現状では仕方がないことだと思う。自助を基本として、できる範囲で協力し合うしかないと思う。
- ・ 班を活用し、気の合う近所同士で、お互いの生活の手助けや地域に関する情報共有を図る。
- ・ 認知症高齢者への支援として、地域住民を対象にした勉強会を開く。
- ・ 田畑、家屋の環境を維持するために神石高原町シルバー人材センターに可能な作業を委託する。
- ・ 健康、病気、介護の面で町の地域包括支援センターの更なる充実強化を望む。
- ・ 百歳体操やサロンなどの通いの場などでの「暮らしのお助け帳」活用方法等、みんなで学んで利用につながればいいと思う。
- ・ 社会福祉協議会事業のちょびっとサービス「さわやかさん」の利用につながればと思う。
- ・ ボランティアで病院などに連れて行ってほしい。
- ・ 町として、「かがやきネット安心通知」を広めたり、神石高原町版のライドシェアの早期構築を望む。

③ 高齢者や障害のある人、子どもがいる世帯などに対して、あなた自身や隣近所で協力してできること

【自助、互助】

- ・ 高齢者、障害のある人、子どものいる世帯で困っていること、支援してほしいことを伝えてもらえる環境づくりをする。
- ・ 買物などで依頼があれば代行する。
- ・ 大人が「おはよう」「こんにちは」と声をかけたり、登下校の様子を見守ったりして、子どもとふれあうことでお互いに顔見知りになるようにする。
- ・ 小组を通して、高齢夫婦と独居老人世帯に対して健康状態を確認し、情報を伝達する。また、隣近所で取り組むことができる範囲で、話し相手やごみ出しの支援を行う。

【共助】

- ・ 地域内で高齢者、障害のある人、子どもとの交流を深める機会をつくる。
- ・ 全体として、可能な範囲で地域の連絡網などを作成し、連絡を取り合える体制づくりを検討する。

【公助】

- ・ 夜間・休日の小児科のオンライン診療を始めている。

④ あなた自身や隣近所で協力してできる災害時の助け合いや協力

【自助、互助】

- ・ 緊急時の連絡網を利用した声かけ、避難所までの送迎、連絡程度であればできる。
- ・ 食事などの炊き出しの協力をする。
- ・ 困ったことができたら自治会長へ報告する。
- ・ 日頃から緊急時の対応を身近な周りの人たちと話し合って、協力体制をつくる。
- ・ 避難指示発令時に、地域の避難場所まで送迎をします。
- ・ 班を活用し、近所同士で、お互いの生活の手助けや地域に関する情報共有を図る。
- ・ 班単位での要支援者の情報把握と避難体制の構築、防災訓練の定期開催によるシミュレーションの実施を行う。

【共助】

- ・ 自治会組織が中心になって避難行動要支援者の支援計画を作成する。



3 前地域福祉計画の検証と評価

基本目標 1 気づく

1 地域住民同士の関わりづくり

① あいさつ運動、声かけ運動の推進

- 家庭内や小組、班等隣近所の身近なところからの挨拶や声かけについては、地域住民による自主防災活動、地域安全活動をはじめ、小中学校での児童生徒へのあいさつ運動、保育所の地域行事への参加や保育所行事への招待等のほか、地域のサロン・カフェ・通いの場等へ高齢者や障害のある人のみならず世代を超えた参加を呼び掛けました。しかし、子育て家庭の親子への呼び掛けが十分にできていない状況です。

② 見守りネットワークの推進

- 「包括連携協定」を含む地域での異変を早期に発見し、支援ができるような地域に密着した重層的なネットワークについては、高齢者等 SOS ネットワーク事業を通して登録が必要と思われる家庭の登録を推進しました。
- 関係機関の定例会議で支援が必要な方を把握し、高齢者担当、障害者担当及び子育て担当が連携して組織強化に取り組みました。特に児童虐待や DV 防止については、情報共有や役割分担を行う等、必要な支援を行いました。

2 多様な健康づくり

① ふれあいサロンの推進

- 通いの場の立ち上げ支援として、令和 4（2022）年度に 2 か所、令和 5（2023）年度に 1 か所新規での立ち上げの支援を行うとともに、通いの場の継続支援として、通いの場交流会を 2 地区で開催しました。

② 地域での健康づくり

- 食育講演会をオンラインで開催し、食品ロス削減等について普及と啓発をするともに、出前健康教室等で食育に関する情報提供を行いました。
- 食育に関連した取組を行う団体や個人に食育に関する情報を提供し、普及と啓発を図りました。
- 地域包括支援センターからの訪問や民生委員、医療機関、介護関係の施設などから支援が必要な方を把握し、介護予防につなげました。

③ 心の健康づくり

- 心の健康相談、家族関係相談等のちらしを全戸配布したほか、町の広報紙、町内放送、研修会等で相談窓口や開催日の周知等を行いました。

3 地域福祉の意識づくり

① 地域福祉についての啓発の推進

- 障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等）については、神石高原サロン連絡協議会や家族会の方とヒアリングを行い、今後の活動等を共有しました。

② 分野を超えた連携の推進

- 民間企業と連携し、地域資源を巡回するツアーを実施しました。
- 民間IT企業の障害のある人の雇用の促進の取組を伴走的に支援し、人材確保や農地確保に向け関係課につなげる橋渡しをしました。

4 活動のきっかけ、担い手の育成

① 地域福祉活動への参加促進

- 地域福祉活動への参加促進のため、自治振興会等の見守り活動、老人クラブ等の活動の支援に努めましたが、若い世代の地域活動の参加者を増やすことが課題となっています。

基本目標2 つなぐ

1 情報提供・相談支援の充実

① 包括的相談支援の充実

- 高齢者については、町内4か所の居宅介護支援事業所に設置された、総合相談窓口で高齢者の困りごとの相談に対応しました。
- 障害のある人については、府中地域障害者生活支援センター「はーと&はーと」で障害のある人やその支援者からの相談に応じました。
- 障害のある子どもやその保護者については、ニーズに応じた切れ目のない支援を行い、関係機関等と連携して必要な支援につなげました。
- 子育てについては、こども家庭センターにじいろでの助産師・保健師相談、育児相談、育児レッスン（マタニティ教室）、子育て相談、精神保健福祉士による相談を行いました。また、地域子育て支援拠点おひさま広場での保護者からの情報発信の受け止めや、スタッフの気づきから相談につなげました。また、必要に応じて教育委員会（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、関係課などの関係機関と連携し、課題解決に向け取り組み、役割分担して支援につなげました。
- 生活困窮者、ひとり親家庭等の相談については社会福祉協議会や福祉事務所、こども家庭センターにじいろで受け付け、必要な支援を行い、制度について、社会福祉協議会や町の広報紙に掲載して周知しました。
- 消費生活に関するトラブルや被害を他関係機関や専門機関と共有把握し、適切な助言により問題解決を図りました。

② 広報機能の強化

- 情報発信については、音声(告知放送・ラジオ・テレビ)、紙(広報紙)、デジタル(ホームページ、SNS等)等、様々な方法により、それぞれの世代に分かりやすい広報に努めました。

2 包括的な支援体制・権利擁護の充実

① 様々な困難を抱えた人への自立支援

- 福祉課で高齢者担当、障害者担当、福祉事務所、また、子育て応援課で子どもに関する連携ができ、「我が事・丸ごと」の地域共生社会が目指す実現に向けた重層的に支援ができる体制が構築されました。
- 出所した人の自立支援については、相談があった場合は、内容に応じて支援に努めました。

② 認知症への理解促進

- 働き盛りの年代の人に企業・学校に出向き、認知症を理解していただく活動を行ったほか、町民に対しては、出前健康教室、認知症講演会、認知症映画上映会等を行いました。

③ 権利擁護と差別解消の推進

- 研修会を通した施設虐待防止に対する周知、各種会議を通した合理的配慮の確認や、町の広報紙などでの周知、研修会を通した成年後見制度についての普及と啓発、講演会を通した刑を終えて出所した人の人権擁護の周知、更には研修会を通した考え方の多様性の周知等、いかなる権利も擁護され、差別のない地域社会づくりに努めました。

3 福祉サービスの質・量の確保

① 各種福祉関連計画に掲げた地域福祉関連サービスの提供（重複は除く）

- 地域協働の健康づくりについては、健診結果をもとに、要医療の方に保健師が訪問や電話などにより受診勧奨を実施しました。
- 生活習慣病予防などをテーマとした出前健康教室に保健師や管理栄養士が地域に出向き、保健指導や栄養指導を行いました。
- 保健委員研修会の開催や、地域が自ら実施する保健活動を支援しました。
- つながりの場づくり事業(子ども食堂)を各協働支援センターに事業委託することによって地域力の向上につながっています。
- 地域包括支援センターからの訪問や民生委員、医療機関、介護関係の施設などから支援が必要な方の情報を集約し、支援につなげる体制を構築しました。

② DXを活用したこれからの地域福祉の在り方

- 福祉分野におけるDXの活用については、スマホアプリを活用し、生活習慣病の予防に取り組みました。
- 健康診断情報から計測した健康スコア、食生活を改善する遠隔食事指導等、AIを活用した健康増進にも取り組みました。

基本目標3 つくる

1 地域共生に向けた環境づくり

① 地域福祉の活動拠点等環境づくり

- 生活支援体制整備事業での関わりから、各地区の協働支援センターが地区の拠点となりました。
- 協働支援センターが老人クラブとともに、老人クラブの課題解決に向けて取り組みました。
- 協働支援センターを中心に老若男女を含む全ての地域住民が、地域全体で支え合う仕組み地域包括ケアシステムの構築を拡充し、地域共生社会の取組に努めました。
- 子どもの貧困に関連するフードバンク事業について、関係課、社会福祉協議会、各地区協働支援センターと連携して取り組み、様々な理由により支援が必要な家庭を支援しました。
- 各地区協働支援センターにおいて、子ども食堂を実施しました。
- 対象児童及び世帯のケースに合わせて学習支援を行いました。

② 外出支援の充実

- 路線バスや町営バス、ふれあいタクシー制度、町外医療機関通院者支援制度、運転免許証自主返納者支援制度等に取り組みました。ふれあいタクシーでは、町内医療機関への通院利用時の自己負担額を減額しました。
- バリアフリーのまちづくりのため、道路、公共建築物等の整備、高齢者が利用しやすい公共交通機関の整備に取り組みました。

2 防災・防犯対策の推進

① 避難行動要支援者の避難支援

- 関係団体等へ避難行動要支援者名簿等を提供し、普段からの声かけや見守りなどの活動を通し、支え合いのできる体制づくりを進めました。

② 自主防災組織の活動支援

- 研修会、訓練助成等を通し、自主防災組織間の交流を推進し、意識の高揚、組織活動の推進を図りました。

4 第2期地域福祉計画に向けての課題

(1) 気づく

令和5（2023）年11月に第3次長期総合計画策定のために実施したアンケート調査結果によれば、各分野別の満足度では、「ふれあい、支え合いの地域づくり」が「健康づくりの推進」「学校教育の推進」「家庭の教育力の向上」について、4番目に高くなっています。さらに、「町に住み続けたい」とする理由でも家・土地・家族といった地縁・血縁の理由を除けば、「友人・知人がいるから」「災害、犯罪等が少ないから」について「隣近所の人間関係がよいから」が3番目となっており、本町の地域の支え合いの深さは、町民にも十分に認知されています。

一方で、高齢化の進行は本町においても深刻であり、地域福祉を担う関係団体においても後継者不足やリーダーの不在といった事態になっています。

また、少子化の進行は、町内の保育・教育施設における様々な学習活動やイベントに影を落としています。このことは、前回の関係団体ヒアリング時よりも深刻になっています。

そのような中であっても、今いる会員等でできる地域活動は続けられています。が、今後の存続を考えたときには若手の後継者をどう育てていくかが課題です。

グループインタビューにおいて、若年層の出席者から、それぞれの活動の内容が分からない、声掛けにしても、プライバシーの側面から、直接的な声掛けにはどうしても一歩引いてしまうといった声のほか、今の時代、ペーパーや電話等による資料ではなく、スマートフォンで気軽に必要な情報が手に入るようにできればという声も上がっています。

令和6（2024）年6月に実施した高校生～29歳までの若者を対象にしたアンケート調査では、情報の入手方法では家族や友人等との対面での会話が最も多いものの、スマートフォンなどのニュースアプリや「YouTube」「Instagram」「Threads」といった多様なSNSがいずれも6割近い支持を集めています。

一方、高校生の中には「ボランティアを行う日を学校で伝えることやボランティアに高校生でも気軽に参加できるようにしてほしい」「ボランティアについて学ぶ特別授業とか、役場のホームページで募集を出せる掲示板があれば助かる」という前回以上にボランティアへの関心高さを示す意見があります。

今後の地域福祉を知ってもらうためには、若年層の地域福祉活動への参加は必要であり、活動の内容をしっかりと理解してもらったうえで、適度な距離をもった誘いや、SNSを活用した多様な情報発信が必要です。

(2) つなぐ

今後、地域福祉活動を続けていく上では、複合的な課題や制度のはざままで様々な生きづらさを抱えながら日常生活を送っている方々に気づき、見守り、場合によっては、支援する機関や団体につなげていくことも地域共生社会の互助、共助の視点から重要です。

支援の対象になる方々が若年層である場合は、同じ目線、同じ考え方が共有できる同様な年代の地域住民の気づき、見守りは大変重要です。

高校生～29 歳までの若者を対象にしたアンケート調査では、本町が好きな理由として「自然が豊かだから」に次いで「家族がいるから」と同じように半数近くの若者が「人が温かいから」を挙げており、先の第3次長期総合計画策定のために実施したアンケート調査結果でも「ふれあい、支え合いの地域づくり」の満足度、「町に住み続けたい」理由で「隣近所の人間関係がよいから」が上位を占めており、地域コミュニティの基盤の強さを示しています。

そのような中、関係団体間の連携については、前回に比べて、より広範囲にかつ、確実に取れており、地域コミュニティの基盤の強さを損なうことなく、様々な課題を、特に若い力を地域福祉活動につなげていける取組を検討する必要があります。

(3) つくる

高校生～29 歳までの若者を対象にしたアンケート調査では、「子ども・若者にとって希望が持てる町となるために取り組むべきこと」の1番目に「若者たちが自主的に活動できる場所や機会の充実」となっており、彼らと同じ目線で、複合的な課題や制度のはざままで様々な生きづらさを抱えながら日常生活を送っている方々、特に若年層に寄り添い、安心できる居場所を一緒に考え、創っていくことが重要です。

例えば、令和5（2023）年2月に実施した18歳以上を対象にした福祉に関するアンケート調査結果では、「人とコミュニケーションをとるときに困ることがある」が約4割を占め、特に精神障害のある人や39歳以下で多くなっています。

また、障害のある人が「社会活動に参加しやすくなるために必要なこと」としては、「一緒に活動する仲間がいること」が3分の1を占めて最も多くなっています。このことは、障害の有無に係わらず、複合的な課題を抱える方全体への正しい理解を深めることと、合理的配慮等、地域共生社会全体に向けた地域福祉活動に向けた課題と考えられ、地域福祉活動の通した差別や偏見の解消が、権利擁護に結び着くものと考えられます。

このように、地域全体で寄り添い、居場所を創るためには、地域での活動を地域同士で先進事例等から情報共有をし、意見交換をする取組や地域福祉活動のキーになる力強い地域リーダーの育成が求められます。

第2編 計画の基本的な考え方

第1章 地域福祉の将来像と基本的な視点

1 地域福祉の将来像

福祉とは、人が生涯にわたって自立して、幸せに生きる。つまり、「福祉とは人が幸せに生きること」という考え方が根底にあります。

そのためには、まずは、町民の一人一人が実現すべき事柄について考えたり、取り組んだりすることが重要ですが、個人や深いきずなと援助関係で結ばれた家族だけでは限界があります。

災害時等、地域全体で考えないといけない諸課題については、隣近所はもちろん、地域住民の福祉をつなぐ最初の窓口である民生委員・児童委員をはじめ、自治振興会、地域福祉を実践する民間団体である社会福祉協議会等の連携が重要な役割を果たしています。この連携によって実現すべき社会が、地域に暮らす全ての人が支え合う「地域共生社会」です。

本町は、油木町、神石町、豊松村、三和町の旧4町村が町の4地区を形成しており、各地区はそれぞれの旧町村時代からの特性をそれぞれ引き継いでいます。

2期目にあたる本計画においては、本町が目指す地域共生社会を「具体化」する計画として位置付けることが重要です。

地域社会を語る上で、一般的に言われることは「近所を含む地域全体での見守りや気づき等、地域への関わりは希薄化し、結果として地域コミュニティの脆弱化を招いています。」です。しかし、その背景を明確にするためには、これら4地区の特性を十分加味して、まずは各地区にあった地域共生社会の「具体化」とは何かを考えた上で、町全体で共有できる「具体化」を明確にする必要があります。

今回実施したグループインタビュー調査等では「コミュニティといいつつ、地域内の集落間に距離があり、なかなか各家庭の情報がタイムリーに入っていない」「地域によっては高齢者は自助だけに頼らざるをえない」「隣近所との付き合いについては適度な距離感をもって接する必要がある」「これまで大きな被害の経験が少ないので災害時での避難方法等が明確に自覚できていない」等の声が上がっています。

本計画においては、現計画で掲げられた「これまでの組織を本町に合った形で、再編し、つなぎなおし」を再度見直し、かつ「神石高原町第3次長期総合計画」の地域福祉の将来像も踏まえ、本町独自の「地域共生社会の実現」を目指します。

◆将来像◆

神石高原町らしさを生かした「地域共生社会」づくり

～地域住民の一人一人がふれあい、お互いに支え合っているまち～

2 将来像の視点

将来像の視点は以下のとおりです。

神石高原町らしさを生かした
「地域共生社会」づくり

「地域共生社会」は地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域福祉を理想とする地域社会の姿です。

一方、本町には、それぞれ独自に活動を進めてきた様々な組織があり、それらの組織を再編するのではなく、つなぎなおすことで、神石高原町だからできる「地域共生社会」の実現を目指す視点。

地域住民一人一人がふれあい、
お互いに支え合っている
まち

神石高原町第3次長期総合計画の地域福祉に関する将来の姿であり、本町の地域住民が日々の生活の主体となって、お互いを支え合って、生活を送ることができる毎日を目指す視点。

第2章 計画の基本目標

現計画を策定してから3年が経過していますが、地域福祉の考え方等には大きな変化はありません。

ただ、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響はなくなったものの、本来、地域住民同士の結束が強い本町においても、日常生活の様々な場面で「つながり」が希薄化する場面が垣間見られます。

また、家庭、職場、地域で地域住民が関わり合い、支え合う機会が減少し、交流、見守りの場や相談支援を受ける機会の喪失が相対的に進むことによって、様々な生きづらさが露呈しています。

一方で、デジタル技術の進歩で、生活圏域に限定されない人と人との関係性の構築やネットワーク化等、対面によらないつながりやコミュニケーション手段が拡大しています。

本計画の基本目標は、地域福祉の考え方等には影響がないこと、現計画の成果を十分把握するためには、まだ道半ばの取組等もあることから、基本的には、現計画を踏襲しつつ、この3年間の動向を踏まえて、以下のように設定します。

1 基本目標

基本目標1

気づく（気にかける・手を差し伸べる）

本町は子どもや高齢者といった多世代とのつながりが強いことから、この強みを生かして身近な地域での関わりを通して、地域で困っている人や悩みを抱えている人の変化に“気づく”ことが大切です。

日頃から気にかけることによって、見守りや声かけを通した手を差し伸べることにつながる等、顔の見える関係づくりを進めます。

また、若い世代のライフスタイルに合わせてSNS等のデジタル手段を使って、“気づく”に対する意識づくりが必要です。

そのために、関心の高い情報発信の手段を通して注目、興味を喚起する試みや、活動のPR、自分も担い手になれる実感等、次につながるまちづくりを推進します。

また、日頃からの見守りや声かけを地道に積み重ね、具体的な活動につなげるため、子どもから高齢者までいろいろな人が参加したいと感じる活動の場を増やすため、ボランティア活動や住民活動の活性化等、地域特性に応じた活動の展開等の支援に努めます。

基本目標 2

つなぐ（支える）

地域住民の一人一人が、日々の暮らしの中での身近な「つながり」の必要性を知る事が重要です。

地域住民の多様な課題やニーズを受けとめ合うには、身近な地域でも相談ができ、総合的・継続的に解決に導くため、様々な組織同士を“つなぐ”体制を整えることが大切です。

ここ数年、複合的な課題や制度のはざままで様々な生きづらさを抱えながら、支援につなぐりにくい方が問題視されています。

本町においても、地域から孤立したり、どこに相談して良いか分からないという状況に置かれたりしている方も考えられるため、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な相談や福祉サービス、医療等につながるよう、地域住民をはじめ自治振興会や青年会、女性会等の地域住民の組織、地域福祉活動を行う団体が相互に連携・協力し、神石高原町自立支援協議会と障害者団体等、関係団体間との話し合いや相談の場を通して、日頃からの声かけや見守り活動を地道に積み重ね、包括的な支援体制を構築する他、権利擁護の取組を推進します。

また、支援を必要とする人が必要なサービスを利用できるように、福祉サービスの情報発信やサービス提供の仕組みを充実します。

基本目標 3

つくる(寄り添う・居場所をつくる)

地域の特性に応じて地域福祉を進めていくためには、地域に根ざして課題やニーズを見つけて多様な取組につなげ、それらを解決する環境を“つくる”ことが大切です。

一人一人が幸せになる解決方法は多くあります。多様な参加形態で短時間でも関わることができ、人が人を呼ぶ好循環を広げ、地域住民にとって、地域活動が身近で参加しやすく、また活動へ参加することへの満足感や達成感が得られるような仕組みづくりを進めます。

そのために、身近な地域の中でつながりを緩やかに保ちながら、寄り添い、助け合う関係を広げるために、高齢者や若者、外国人などが集まれる多様な居場所づくりを検討します。

災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平常時から関係機関・団体と連携した活動環境の整備等を支援し、地域における福祉環境の整備や防災・防犯対策を進め、地域住民の生活の安全・安心の確保に努めます。

2 施策の体系

【将来像】

神石高原町らしさを生かした「地域共生社会」づくり
～地域住民一人一人がふれあい、お互いに支え合っているまち～

基本目標1 気づく（気にかける・手を差し伸べる）

【基本施策】

【施策の展開】

1-1 地域住民同士の関わりづくり	① あいさつ運動、声かけ運動の推進 ② 見守りネットワークの推進
1-2 多様な健康づくり	① ふれあいサロンの推進 ② 地域での健康づくり ③ 介護予防活動の推進 ④ こころの健康づくり
1-3 地域福祉の意識づくり	① 地域福祉についての啓発の推進 ② 多様な交流機会の充実
1-4 活動のきっかけ、担い手の育成	① 地域福祉活動への参加促進 ② 地域福祉リーダーの育成

基本目標2 つなぐ（支える）

【基本施策】

【施策の展開】

2-1 情報提供・相談支援の充実	① 相談支援の充実 ② 広報機能の強化
2-2 包括的な支援体制・権利擁護の充実	① 様々な困難を抱えた人への自立支援 ② 認知症への理解促進 ③ 差別解消の推進
2-3 福祉サービスの質・量の確保	① 地域福祉を支える財源等の確保 ② 各種福祉関連計画に掲げたサービスの提供

基本目標3 つくる（寄り添う・居場所をつくる）

【基本施策】

【施策の展開】

3-1 地域共生に向けた環境づくり	① 地域コミュニティ活動の推進 ② 地域福祉の活動拠点づくり ③ 移動手段の確保
3-2 防災・防犯対策の推進	① 避難行動要支援者支援体制の確立 ② 自主防災組織の育成 ③ 福祉避難所の整備

第3編 施策の展開

基本目標1 気づく（気にかける・手を差し伸べる）

基本施策1-1 地域住民同士の関わりづくり

（１） 施策の方向性

本町においても、高齢化の進行、特にひとり暮らし高齢者の増加、若年者との価値観の違い、あるいは価値観の多様化に伴い、地域のきずなが希薄化しています。令和4（2022）年に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によれば、「家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手」がいない高齢者は24.3%を占め、過去の調査結果と比べ年々増加しています。

このような状況において、地域住民の一人一人が「他人事」ではなく「我が事」として福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育んでいく「地域共生社会」の実現に向けては、まず、地域住民同士の挨拶や声かけ等、地域との関わりを通して、地域への関心や隣近所とのつながりを深めます。

その上で、虐待・DVと疑われるような状況やひきこもり等に対して、地域のネットワークや関連機関との関係を生かし、早期発見、早期対応を図ります。

（２） 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- 挨拶をして、近所の人との関係を深めましょう。
- 地域で行われている活動や交流を通して様々な人と関わりを持ってみましょう。
- 地域のことにも関心を持ちましょう。
- 自治振興会や民生委員・児童委員の活動を理解し、協力しましょう。

地域・団体・関係機関（共助）

- ◇ 支援が必要な人の異変に気を配り、気になることがあれば声をかけましょう。
- ◇ 挨拶や声かけを通じ、「誰もが顔見知り」の地域にしましょう。
- ◇ 既にある居場所に、地域福祉の土台をつくっていきましょう。
- ◇ 集会所、福祉施設の交流室等、地域で気軽に交流できる場をつくり、つながりを広めましょう。
- ◇ 地域住民が参加する行事等の企画や福祉に関わる団体の活動を広く周知し、参加を促しましょう。
- ◇ 話合いや情報交換を行う場をつくり、多くの地域住民が参加できるようにしましょう。
- ◇ 異変や虐待と疑われることがあった場合には、町や関係機関に速やかに通報しましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
あいさつ運動、 声かけ運動の 推進	■ 子どもを大切にする風土、高齢者とのつながりが強い風土を生かし、子どもから大人まで、家庭内や小组、班等隣近所の身近なところから挨拶や声かけを行い、地域で支え合う関係を構築します。 ■ 通いの場、サロン、認知症予防カフェなど高齢者や障害のある人の他、世代間交流ができるよう参加を呼び掛けます。（神石高原町第3次長期総合計画）	全課
地域見守り ネットワーク の推進	■ 行方不明になった高齢者、心身に不安を抱える方等の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着したネットワークを構築し、家族等の支援につなげます。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 包括連携協定を結ぶ地域や協力事業者等、様々な主体との連携により、高齢者、障害のある人、子ども等に対して重層的な見守り・早期発見・相談・支援のネットワークの構築に努め、定期的な情報交換等を行い、地域で支援の必要な地域住民などの情報共有に引き続き努めます。 ■ 虐待やDV等の人権に関わる内容やひきこもり等、特に支援が必要な人や家族の異変を早期に発見し、支援ができるよう、地域に密着したネットワークを構築し、家族等の支援につなげます。	福祉課 子育て応援課 健康衛生課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
支え合いによ る暮らしの安 心づくり	○ 日頃の気になる人の見守り、ちょっとした見守りを続けます。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
協働支援センター 延べ利用者数	22,980 人 (令和5(2023)年度)	25,000 人 (令和11(2029)年度)	神石高原町第3次 長期総合計画
地域コミュニティの育成 満足度	21.7% (令和5(2023)年度)	※1 (令和11(2029)年度)	神石高原町第3次 長期総合計画

※1 「地域コミュニティの育成満足度」は、「神石高原町第3次長期総合計画」のまちづくりアンケート調査結果からの指標であり、目標数値は未設定

基本施策 1-2 多様な健康づくり

(1) 施策の方向性

地域住民が住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと安心して暮らせる生活を維持できるように、心身ともに健康で過ごすための取組や地域の世代に応じた健康づくりに取り組む環境を整えることで健康寿命の延伸に努めます。

地域住民の抱える様々な困り事を発見し、困ったことがあれば、いつでも気軽に相談でき、複雑な問題にも的確に対応できるよう、福祉、介護、保健、医療等の役割分担や連携を密にした相談支援体制や身近な相談窓口の整備を通して、こころの健康づくりに努めます。

(2) 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- 規則正しい生活を行うように心掛けましょう。
- 健康づくりのためにも十分な休養・睡眠をとるように心掛けましょう。
- 身近な地域でのグラウンドゴルフやウォーキング等、自分に合った運動を心掛けましょう。
- 健康づくり講演会に参加しましょう。
- 自治振興会に加入し、見守り活動や地域行事に積極的に参加しましょう。
- こころの健康のため、地域のイベントや趣味の会等、自分にあったストレス解消法をみつけてリフレッシュしましょう。
- こころの健康について講演会等に参加し、正しい知識を身につけましょう。
- 町や社会福祉協議会の広報紙やホームページ等で、福祉サービスの情報を入手しましょう。
- 悩みは抱え込まず、家族や友人、相談窓口に早めに相談しましょう。

地域・団体・関係機関（共助）

- ◇ 「いきいき百歳体操」を活用し、週1回地域主体で集まり、地域づくりと運動機能低下予防に取り組みましょう。
- ◇ 地域の協働支援センターや自治振興会で、グラウンドゴルフ等、様々な事業を行い、介護予防や健康づくりにつながる機会をつくりましょう。
- ◇ 高齢者の生きがい、健康、仲間づくりの場となる方法は、多くあります。eスポーツを使った高齢者レクリエーション等、今までにない新しい方法も取り入れ、健康づくりに取り組みましょう。
- ◇ 認知症予防のため、一定期間の教室を開催し、脳トレや社会参加に取り組みましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
ふれあいサロンの推進	■ ふれあいサロン事業は、高齢者の閉じこもり予防・介護予防・居場所づくり等を通して、見守り活動や近隣で支え合える地域づくりを目指して実施しています。 ■ 交流拠点として機能しているふれあいサロン事業の継続を支援するとともに、新規のふれあいサロンの立ち上げの支援を行います。（神石高原町第9期高齢者プラン）	福祉課
地域での健康づくり	■ 生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防し、健康な生活が維持できるよう、地域での活動を支援します。また、地域住民の一人一人が栄養バランスのとれた食生活が送れるよう、オンラインなど地域住民が参加しやすい講習会の実施に努めます。（笑顔でいきいき神石高原プラン（第3次健康神石高原21計画、第4次食育推進計画、第2次神石高原町「こころ」と「いのち」を支えるプラン）） ■ 高齢者については、介護予防・日常生活支援総合事業を通して、多様な主体が参画し、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービスを提供することで、地域の支え合いの体制づくりを推進します。（神石高原町第9期高齢者プラン）	健康衛生課 福祉課
こころの健康づくり	■ こころの健康については、地域住民の一人一人が、明日への活力を養い、心がいいきとし、はつらつとした生活が送れるように、各種講演会や広報、相談事業等を実施し、意識啓発に取り組みます。 ■ ライフステージの変化による悩みを抱えがちな若者に、各種相談、講演会等の開催を通して、寄り添う支援を推進します。（笑顔でいきいき神石高原プラン（第3次健康神石高原21計画、第4次食育推進計画、第2次神石高原町「こころ」と「いのち」を支えるプラン））	健康衛生課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
地域のきずなづくり	○ 地域活動の拠点づくりや地域で支え合う仕組みづくりを目指します。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
通いの場の参加者の割合	11.4% (令和5（2023）年度)	13.2% (令和11（2029）年度)	神石高原町第3次 長期総合計画
特定健康診査受診率	50.9% (令和5（2023）年度)	60.0% (令和11（2029）年度)	神石高原町第3次 長期総合計画
健康づくりの推進満足度	36.3% (令和5（2023）年度)	※1 (令和11（2029）年度)	神石高原町第3次 長期総合計画

※1 「健康づくりの推進満足度」は、「神石高原町第3次長期総合計画」のまちづくりアンケート調査結果からの指標であり、目標数値は未設定



基本施策1-3 地域福祉の意識づくり

(1) 施策の方向性

多くの地域住民が福祉に関心を持ち、ともに暮らす地域の一員として、互いに支え合い、相手を思う程よく「ゆるくまるく」つながる関係性を保ちながら、助け合う意識づくりを推進します。

障害や認知症、外国人等に対する理解を深め、共感し、受け入れられる環境づくりに努めます。

そのため、地域住民が交流し、人と人がつながる場所を地域で確保し、外国人や地域住民の社会参加の場となるよう、各協働支援センターを核とした様々な地域活動を促進します。

(2) 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- 日頃から地域活動に積極的に関心を持ち、自分のできる範囲で地域に貢献しましょう。
- 福祉に関する学習会や講座に積極的に参加しましょう。
- 高齢者や障害のある人のことを正しく理解し、積極的に声かけ、手助けをしましょう。
- 外国人との交流の中で、互いの言葉を教え合う機会を持ちましょう。
- 福祉を促進するためには、コミュニケーションをとることが大事です。イベントを通してつながり、地域課題の解決の取組につなげましょう。
- 自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域福祉を学ぶ機会や実際の活動に積極的に参加しましょう。

地域・団体・関係機関（共助）

- ◇ 互いに理解し合い、地域の困り事について、まずは地域で解決できる方法を考え、協力しましょう。
- ◇ 工場見学や工場の体験学習等のイベントを通して、外国人労働者と話をする機会をつくりましょう。
- ◇ 有償ボランティアやコミュニティビジネスを活用した手法により、地域の抱える課題の解決に向けた取組を検討しましょう。
- ◇ 自治振興会と民生委員・児童委員の連携を強化し、見守りや支え合いの活動を行いましょう。
- ◇ 自分たちが暮らしたい地域のイメージを持ち、地域住民が助け合いに参加しやすい情報提供や雰囲気づくりに努めましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
地域福祉についての啓発の推進	■ 障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等）を支援します。（神石高原町第7期障害福祉計画、神石高原町第3期障害児福祉計画）	福祉課
分野を超えた連携の推進	■ 農業と福祉、産業と福祉等、地域の社会資源と連携し、関係する分野の橋渡しに積極的に取り組みます。また、DXを活用した「支援を受ける側」から「地域を支える側」になれる支援を検討します。（神石高原町第3次長期総合計画）	政策企画課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
地域のきずなづくり	○ 人と人が集まる居場所を通して生まれた関係性を生かしながら、高齢者、子ども、若者も参加する活動を支援します。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
シルトピアカレッジ図書館利用者数	4,654 人 (令和5（2023）年度)	5,000 人 (令和11（2029）年度)	神石高原町第3次長期総合計画
生涯学習の推進満足度	17.3% (令和5（2023）年度)	※1 (令和11（2029）年度)	神石高原町第3次長期総合計画

※1 「生涯学習の推進満足度」は、「神石高原町第3次長期総合計画」のまちづくりアンケート調査結果からの指標であり、目標数値は未設定



基本施策1-4 活動のきっかけ、担い手の育成

(1) 施策の方向性

地域で支え合い、助け合う力を高めるため、地域福祉推進への主体的参加の促進を図り、地域福祉を推進する担い手の養成や連携を推進します。

また、地域住民、ボランティア団体等の福祉活動への支援や、多様なサービスの振興・参入促進とともに、公的サービスとの連携による公私協働の実現を図ります。

(2) 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- 各地区のふれあいサロン等の地域福祉活動に参加し、積極的に協力しましょう。
- 子ども会や老人クラブ等地域の交流の場に積極的に参加しましょう。
- 輪に入りやすいようにちょっとした声かけやシェアしたくなる面白みを知人や家族に伝え、誘ってみましょう。
- 程よく「ゆるくまるく」つながる関係性を大切にしながら、地域住民の一人一人が人を呼ぶ好循環をつくりましょう。
- 活動に参加する中で『今度は自分の企画を試してみよう』という自発的な活動に取り組みましょう。
- 身近な高齢者、障害のある人、子育て世帯を地域行事に誘ってみましょう。

地域・団体・関係機関（共助）

- ◇ 程よく「ゆるくまるく」つながる関係性を大切にしながら、参加した人たちが満足感や達成感が得られるよう工夫しましょう。
- ◇ 意見が反映され、みんなで決定できる地域福祉活動の運営を心掛けましょう。
- ◇ 地域住民が気軽に集まる居場所として、ふれあいサロンの利用を促進しましょう。
- ◇ 世代間交流等の機会をつくり、多くの人の参加を呼び掛けましょう。
- ◇ 地域と学校が連携、協働し、地域全体で未来を担う子どもの成長を支えましょう。
- ◇ 全ての人に地域行事への参加を呼び掛け、出会いを通して、互いに理解できる関係づくりに努めましょう。
- ◇ ふれあいサロン等で、地域福祉について地域で学ぶ機会をつくりましょう。
- ◇ 関係団体と協力して、地域福祉活動のPR（活動の透明化）を行い、興味を持ってもらう場をつくりましょう。
- ◇ 地域住民に情報が伝わるように情報を受け取る年代や家族構成によって情報発信の媒体を工夫しましょう。
- ◇ 柔軟な考えを持ち、みんなの意見を取り入れることができるよう努めましょう。
- ◇ 参加しやすい入門イベント、多様な参加形態、短時間でも関われるイベント等、

柔軟な参加態勢づくりに努めましょう。

- ◇ 地域福祉活動は必ずしも対外的である必要はありません。新たな発想や取組を実現し、楽しいイベントを心掛けましょう。
- ◇ 既存の居場所（サロン、協働支援センター等）でできた利用者と施設職員との関係性を使って、地域福祉活動に誘えるようにしましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
地域福祉活動への参加促進	■ 地域活動への地域住民の参加を促すとともに、自分の意志で自由に使える時間の中で、ふれあい・支え合いの満足度をできるだけ大きく向上させ、若い世代の参加者を増やすための支援に努めます。支え手と受け手という役割に関わらない、程よく「ゆるくまるく」つながる関係性を大切にしながら、地域福祉活動への参加を働き掛けます。（神石高原町第3次長期総合計画） ■ 福祉と接点のない人も福祉に関心を持つきっかけとなる機会をつくれます。 ■ 地域の課題に対して、地域住民が支え手となることを支援します。 ■ 若者が地域福祉活動等を体験し、継続した活動につなげることができるように支援します。 ■ ボランティアや福祉活動をする地域住民が参画し、福祉の理解と地域福祉活動への地域住民の参加を促進するため、地域福祉計画の推進に取り組みます。 ■ 若年層の地域福祉活動への参加や活動の内容を理解してもらったうえで、SNSを活用した多様な情報発信に努めます。	福祉課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
地域のきずなづくり	○ 高齢者、子ども、若者の世代間交流の場は、若者や自己効力感の向上、高齢者への理解の深まり、社会化スキルの上昇など様々な効果があります。また、高齢者は、将来を担う世代とのスキル、知識、経験を分かち合う機会、コミュニティを保ち続ける機会を得ることができます。地域の発展のためには、前の世代から将来世代への継承が必要不可欠なことから、学びの場づくりを推進します。 ※自己効力感：自分が特定の行動をどれだけ達成されられるかという自信や予測

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
シルバー人材センターの加入割合	6.2% (令和5(2023)年度)	6.2% (令和11(2029)年度)	神石高原町第3次長期総合計画

基本目標2 つなぐ（支える）

基本施策2-1 情報提供・相談支援の充実

（１） 施策の方向性

情報提供については、地域活動に関する情報や福祉に関する制度の情報等を誰に対しても分かりやすく提供します。

現在、各種の相談窓口は、相談する分野ごとに分かれており、相談する側の手続は煩雑になっています。これまでの対象者の相談の内容別の専門的な相談支援を基本としながらも、複合的な課題や制度のはざまの問題にも柔軟に対応するため、各分野の専門的な知識やノウハウを共有し、制度や分野を超えた連携体制の充実に取り組みます。

（２） 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- 困り事を抱え込まずに相談をしましょう。
- 逆の立場で相談相手になり、話を聞いてみましょう。
- 班を活用し、気の合うご近所同士で、お互いの生活の手助けをしたり、地域に関する情報共有を図ったりしましょう。
- 日頃から、町や社会福祉協議会、事業者等が発信している福祉に関する情報の収集に努めましょう。
- 解決困難な課題を発見したら、民生委員・児童委員等に相談したり、関係機関等につなげたりしましょう。
- 同じ悩みを共有し、助け合うグループや団体の活動に参加しましょう。
- 支援してほしいことを地域の人に伝えていきましょう。
- 外国人も、人が集まっているところへ行って、支援をする側になることができます。地域の集まりに参加をしてみましょう。

地域・団体・関係機関（共助）
◇ 地域住民の困り事や悩み事に耳を傾け、地域でできること、できないことを整理して関係機関につなぎましょう。 ◇ 地域で生活し続けたいと思う人たちの課題について、住民同士で話し合う会議を自治振興会で行い、専門機関につなぎましょう。 ◇ 急に具合が悪くなった場合に簡単に連絡が取れたり、ＳＯＳが送れたりする仕組みをつくりましょう。 ◇ 回覧板や告知放送のほか、ＳＮＳ等、多様な手段を利用して、地域の住民に情報が伝わるよう工夫しましょう。 ◇ 本町に何も知らずに来た外国人が新生活をスタートした際、交流会や相談会等で何でも教えてくれる場所をつくりましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
包括的相談支援の充実	■ 高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、地域包括支援センターを核とした相談支援体制の充実を図ります。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 障害のある人の相談支援は、相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を強化し、課題を共有し、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。また、地域生活支援事業の障害者相談支援事業と連携し、包括的な相談支援体制の構築を推進します。（神石高原町第7期障害福祉計画、神石高原町第3期障害児福祉計画） ■ 子育てに関する相談・支援については、こども家庭センターや児童育成支援拠点事業アイ♡アイ等との連携を一層強化し、迅速かつ的確に対応できる体制を確立するとともに、カウンセラー等相談員の役割分担に配慮して活動を行います。（神石高原町こども計画） ■ 「生活困窮者自立支援制度」による相談窓口を設置しています。仕事や居住環境も含め、生活に困っている人の相談を受け、必要な支援を行います。（笑顔でいきいき神石高原プラン（第3次健康神石高原21計画、第4次食育推進計画、第2次神石高原町「こころ」と「いのち」を支えるプラン）） ■ 消費生活での契約トラブルや悪質商法による被害、クーリングオフの方法等、消費生活に関する相談を受けます。また、消費者講座の開催や広報などの活用により、町民に注意喚起を行います。（笑顔でいきいき神石高原プラン（第3次健康神石高原21計	福祉課 未来創造課 子育て応援課

	画、第4次食育推進計画、第2次神石高原町「こころ」と「いのち」を支えるプラン） ■ 各個別で行われている相談支援体制を基本に、全ての人を対象とした包括的な相談支援体制の構築を検討します。（神石高原町第3次長期総合計画）	
広報機能の強化	■ 広報機能については、音声（告知放送・ラジオ・テレビ）、紙（広報紙）、デジタル（ホームページ、SNS等）などにより、それぞれの世代に分かりやすい福祉の情報に努めます。 ■ 情報提供を踏まえたうえで、適宜、関連する法の趣旨・理念、各種事業の説明、各種講演会・勉強会の案内等について横断的な側面から情報提供に努めます。	政策企画課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
支え合いによる暮らしの安心づくり	○ 総合相談体制を推進し、様々な対象者の相談内容も受け止めるとともに、地域で支え合っていく体制づくりに努めます。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
相談窓口・専門機関への相談割合	6.5% (令和4(2022)年度)	10%以上 (令和11(2029)年度)	笑顔でいきいき神石高原プラン(第2次)
情報発信・情報活用満足度	22.1% (令和5(2023)年度)	※1 (令和11(2029)年度)	神石高原町第3次長期総合計画

※1 「情報発信・情報活用満足度」は、「神石高原町第3次長期総合計画」のまちづくりアンケート調査結果からの指標であり、目標数値は未設定

基本施策2-2 包括的な支援体制・権利擁護の充実

(1) 施策の方向性

地域住民が自分らしく安心して尊厳のある生活を維持することができるよう、生活困窮者世帯、ひきこもり等、支援につなぐにくい人に対して、保健福祉をはじめとした必要な関係分野、多様な主体との連携により、包括的な支援体制を整え、生活支援・自立支援の機能の強化を図ります。

また、高齢者、障害のある人、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待やDVを行った養護者又は保護者が抱えている様々な課題に着目した支援の推進や、起こり得る虐待への予防策も推進します。

(2) 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- ボランティア活動に興味を持ち、できることから、できる範囲で、積極的に参加しましょう。
- ボランティアに関する講座や研修会等に積極的に参加しましょう。
- 金銭管理や死後のことに不安を感じたら、社会福祉協議会等の関係機関に相談しましょう。
- 地域で高齢者や障害のある人、子ども等を見守り、虐待が疑われる等の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や関係機関等に相談しましょう。
- 隣近所で支援が必要な状況になった場合は、近所でタクシーの乗り合いを検討する等日常の暮らしの中での支え合いを行いましょう。
- L G B T Qや外国人等に対して、多様性への理解を深めましょう。
- 自分自身を地域住民に知ってもらえるようにすることで、声をかけてもらえるようになり、地域とのつながりになります。自分を知ってもらう活動に努めましょう。

地域・団体・関係機関（共助）

- ◇ 地域の中で、ボランティアに関する情報を積極的に伝え、参加できる機会を増やしましょう。特に、高校生など、若い世代に対してはボランティアに関する情報を伝える機会を設けましょう。
- ◇ 地域で活動するボランティア団体間で連携しましょう。
- ◇ 高齢者や若者、外国人などが集まれる多様な場づくりに努めましょう。
- ◇ 高齢者のみに限らず、若者や外国人といった人たちが社会との接点を確保し包括的な支援体制ができるよう努めましょう。
- ◇ 初めて本町にきた外国人が、多様な社会参加ができるよう支援に努めましょう。
- ◇ L G B T Qや外国人、再犯防止対象者等、多様性への理解を深め、知る機会をつくりましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
様々な困難を抱えた人への自立支援	■ 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、介護、障害、子ども及び生活困窮等、属性や世代を問わない相談の受け止めができるよう、重層的支援体制の構築を推進します。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 高齢者担当、町の障害者担当及び子育て担当等が連携して、地域包括支援センターの位置づけや役割を具体化し、共通認識を持って連携することで、「我が事・丸ごと」の地域における包括的な支援体制の円滑な運用に努めます。	福祉課
認知症への理解促進	■ 認知症の人・家族が集い交流し、思いや希望を語る「本人ミーティング」の場や活動の場をつくり、社会参加と安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 認知症の人やその家族を町ぐるみで支えていくため、認知症への理解を深める講演会を今後も地域住民全体を対象として幅広い参加を働き掛け、時期・会場・内容を工夫しながら計画し継続して行います。（神石高原町第9期高齢者プラン）	福祉課
権利擁護と差別解消の推進	■ 福祉施設職員を中心に啓発や研修を行い、施設虐待防止の取組に努めます。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 誰もが相手を尊重できる社会、誰もが自立した生活が送れる社会を目指し、考え方の多様性や多文化共生に根ざした差別のない地域社会づくりの推進に努めます。（神石高原町第2次男女共同参画推進基本計画） ■ インフォーマルサービスを含めた地域資源や社会資源を見つけるという視点を持ち、成年後見制度を含めた権利擁護に関する知識や理解の普及と啓発に努めます。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人への権利擁護支援のためのネットワーク構築、中核機関設置に向けての研修会に参加などを通して、設置に向けての情報交換や具体的な設置に向けての検討を進めます。 ■ 高齢者に対する虐待の早期発見と適切な対応に向けて、町の広報紙、ホームページ、かがやきネット、各種会合等のあらゆる機会を通して地域団体や地域住民への意識啓発を推進します。あわせて保健・医療・福祉等の関係者、法律専門家及び人権擁護委員との連携の強化を図ります。	福祉課 未来創造課 子育て応援課

	■ 虐待などで家庭から孤立した状態の児童が必要な支援を受けられるよう、町のこども家庭センターを中心に関係機関・団体の連携による子育て支援及びDV防止ネットワークの充実を図ります。（神石高原町こども計画）	
--	--	--

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
地域のきずなづくり	○ 福祉教育を推進し、福祉について理解を深めるとともに、高齢者などに何かあったときの支援方法や障害についても触れていきます。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
ゲートキーパー養成研修会参加者数 （延べ参加者数）	136 人 （令和4（2022）年度）	202 人 （令和11（2029）年度）	笑顔でいきいき神石高原プラン（第2次）
認知症の本人・家族介護者教室の開催回数	0 回 （令和5（2023）年度）	※1 （令和11（2029）年度）	神石高原町第9期高齢者プラン

※1 関連計画の改定により目標値の設定を行うため、現時点では未設定



基本施策2-3 福祉サービスの質・量の確保

(1) 施策の方向性

福祉サービスは、利用者本人が主体的に判断し選択・決定する利用者本位（利用者主体）で行われるものであり、福祉や健康に関するニーズは、一人一人の生活状況や健康状態により異なります。

そのため、福祉サービス従事者や支え合い活動の担い手の研修機会等の充実、福祉サービス等の質の向上を図り、更には福祉分野におけるDXの活用等を通して、利用者一人一人が最適で質の高いサービスを選択し、利用できるような支援体制を整えます。

(2) 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- その人にとって最適な福祉サービスは、共助だけではありません。家族からの励ましや地域の人たちの支えが必要なときがあります。私だからできる支援に取り組みましょう。
- 適切なサービスを利用することができるよう、福祉に関する情報を集め、必要なサービスを選択しましょう。

地域・団体・関係機関（共助）

- ◇ 人によって幸せは異なります。誰が、どのようにして、どのタイミングで、行うかで福祉サービスの質は変化します。本当に必要なサービスなのか、最適な福祉サービスが受けられるよう考えましょう。
- ◇ 公的なサービスで対応できないことを、地域の支え合いや助け合いによりできる範囲で取り組みましょう。
- ◇ 地域コミュニティの基盤の強さを生かして、若い力を地域福祉活動につなげていけるよう取り組みましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
各種福祉関連計画に掲げた地域福祉関連サービスの提供（再掲含む）	■ 「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、生きがいや役割を持って、助け合いながらともに暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向け、高齢者担当、障害者担当及び子育て担当等の連携強化のほか、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、介護、障害、子ども及び生活困窮等、属性や世代を問わない相談の受け止めができるよう、重層的支援体制の構築を推進します。また、町の各部署同士の連携を強化し、研修や協議の場を促進していきます。 ■ 地域住民の一人一人が栄養バランスのとれた食生活を営み、生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防し、健康な生活が維持できるよう、地域での活動を支援するとともに、地域と行政が連携して食育に関する取組を強化します。講演会をオンラインで開催するなど、参加しやすい環境づくりに努めます。（笑顔でいきいき神石高原プラン（第3次健康神石高原21計画、第4次食育推進計画、第2次神石高原町「こころ」と「いのち」を支えるプラン）） ■ 母子推進員の子育て家庭への訪問時に、離乳食や乳児食のレシピを配布し、食に関する知識の普及に努めます。 ■ 高齢者の経験、知識、技能を生かし、生きがいを持って活躍する場として協働支援センターの機能を強化します。地域資源マップ等の活用、地域のサロン支援を行うとともに、老人クラブ、シルバー人材センターに補助金を交付することで機能充実を図ります。また、地域のつながりの場づくりを進め地域力の向上に努めます。 ■ 行政、団体、地域等で行っている見守り活動の情報を地域包括支援センターに集約するとともに、支援を必要とする高齢者に対して、適切な支援につなげる体制の充実を図ります。	福祉課 子育て応援課 健康衛生課

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
D Xを活用したこれからの地域福祉の在り方	■ 福祉分野におけるD Xは、サービスの質と効率を根本から改善し、持続可能な社会の実現に貢献することを目指しています。D Xを導入することで業務プロセスの効率化を図り、福祉事業者が直接サービス提供に集中できるよう支援します。 ■ 地域福祉の分野では、S N Sを活用した情報発信の強化やウェアラブル端末※による健康観察など、地域住民等が直接本人に関わることなく、タイムリーな情報提供によって、効率のよい声かけや見守りが可能になる方法等の可能性について検討します。 ※ウェアラブル端末：手首や腕、頭などに装着するコンピューターデバイス	未来創造課 健康衛生課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
地域のきずなづくり	○ 住民同士のささえあい活動である「神石さわやかネット」の活動を広く知っていただけるよう、周知の工夫に取り組みます。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
※各個別計画で設定されている指標の達成状況で評価に替える。			



基本目標3 つくる（寄り添う・居場所をつくる）

基本施策3-1 地域共生に向けた環境づくり

（１） 施策の方向性

本町の地域福祉が目指すものは、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、みんなが「丸ごと」つながることで、地域住民の一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」です。

その実現のためには、みんなが共通して自主的に集まれる「居場所」があり、そこでは地域住民同士の自主的なコミュニケーションが生まれます。

協働支援センターには、地域住民同士をつなぐ役割があります。協働支援センターを核として、今まで参加していない人も参加できる場を検討し、世代を超えた多くの地域住民の交流の場となる行事等のイベントの開催を推進します。

また、町内の組織が連携して活発な地域コミュニティ活動が行われるように支援を行います。

それと同時に、町内の公共施設の活用を含め地域住民自身による企画・運営を可能にする場づくりを進め、より効果的な活動・交流の場づくりにつなげます。

また、高齢者、障害のある人、妊婦等が町内を自由に移動でき、他の地域住民と同じように「居場所」の確保や自主的なコミュニケーションができるよう、外出支援の充実を図ります。

（２） 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- 地域住民が自由な時間を過ごせる場所や多世代が日常的に顔をあわせる場所に参加してみましょう。
- 高齢者や若者、障害のある人、外国人といった多様な人々の居場所をつくり、多世代交流や価値観の多様性にふれあう環境を次の世代に残しましょう。
- 子どもの頃から地域へのつながりや、暮らし、文化、価値観の多様性にふれあいましょう。
- 「支える」「支えられる」という関係性を超えて、私だからできる多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出しましょう。
- 若年層が「居たい」「行きたい」「やってみたい」と思う居場所を地域住民同士で考え、地域住民同士で居場所を創っていきましょう。

地域・団体・関係機関（共助）
◇ サービスを受ける側と提供する側に分けることなく、地域全体で相互に自分ので きることで協力する体制づくりに努めましょう。 ◇ 協働支援センター等を活用した交流拠点づくりに取り組み、活発な地域活動を行 いましょう。 ◇ 移動が困難な人に対して、「ついでに買物」等、地域での助け合いに取り組みまし ょう。 ◇ 自治振興会を中心にボランティアの支援や地域住民が参加しやすい環境づくりに 努めましょう。 ◇ 価値観の多様性を尊重し、参加の機会や地域での助け合いを生み出せるよう努め ましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
地域福祉の活 動拠点等環境 づくり	■ 生活支援体制整備事業※の関係から、子どもから高齢者まで、全ての地域住民がお互いに支え合いながら暮らすことができる地域社会の構築を踏まえ、協働支援センターを核とした地域福祉の拠点づくりを推進します。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 生活支援サービスの構築と体制整備に努めるとともに、通いの場やサロン、認知症カフェなどを普及することにより、地域づくりによる介護予防、更には見守り、生活支援等につなげていきます。（神石高原町第3次長期総合計画） ■ 老人クラブやシルバー人材センター等、地域における高齢者の活動を支援します。（神石高原町第3次長期総合計画） ■ 協働支援センターを中心に老若男女を含む全ての地域住民が、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を拡充し、地域共生社会の取組を進めます。（神石高原町第3次長期総合計画） ■ 多様かつ複合的な困難を抱える子どもが社会的孤立等に陥らないよう、子どもの貧困に関連するフードバンク事業を実施し、関係課、社会福祉協議会、各地区協働支援センターと連携して取組を進めています。取組を通して、子ども食堂等子どもへの「支援」を結びつけるつながりの場づくりに対する支援を推進します。 ■ 子どもの貧困については、神石高原町で子どもの学習・生活支援事業を実施し、子どもの成長過程で「貧困の連鎖を防ぐ」ため、子どもの学習支援とともに、その保護者を含めた生活習慣等の支援を行い	福祉課 未来創造課 子育て応援課

	ます。 ※ 生活支援体制整備事業：医療や介護サービスだけでは解決しづらい暮らしの困りごとに応える「生活支援」の充実を推進する事業のこと	
外出支援の充実	■ 路線バス、町営バス、高齢者が外出する際に利用しやすいふれあいタクシー制度のほか、町外医療機関通院者支援制度、運転免許証自主返納者支援制度等の取組を継続します。（神石高原町第9期高齢者プラン） ■ 高齢者、障害のある人、妊婦等が地域の中で、自由にかつ気軽に活動し、いきいきと暮らすためには、誰にとっても住みやすいバリアフリーのまちづくりが必要です。道路、公共建築物等の整備、高齢者が利用しやすい公共交通機関の整備に引き続き取り組みます。 ■ 通いの場、サロン、認知症予防カフェの参加者の移動支援を行い、高齢者の社会参加を促進し、介護予防を推進します。	総務課 福祉課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
地域のきずなづくり	○ 「子どもの居場所づくり」を通して、地域や親同士の出会い、交流の場を提供することで、子育ての仲間づくりや、地域における自主的な活動を支援します。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
まちづくりの関心度	58.9% (令和5(2023)年度)	※1 (令和11(2029)年度)	神石高原町第3次長期総合計画
居留意向率	63.0% (令和5(2023)年度)	※1 (令和11(2029)年度)	神石高原町第3次長期総合計画
現在の神石町高原の暮らしの満足度 平均点数(0～10)	平均点数 5.65 (令和5(2023)年度)	※1 (令和11(2029)年度)	神石高原町第3次長期総合計画
通いの場等の移送支援事業利用箇所数	12箇所 (令和6(2024)年度)	25箇所 (令和11(2029)年度)	

※1 「まちづくりの関心度」「居留意向率」「現在の神石町高原の暮らしの満足度」は、いずれも「神石高原町第3次長期総合計画」のまちづくりアンケート調査結果からの指標であり、目標数値は未設定

基本施策3-2 防災・防犯対策の推進

(1) 施策の方向性

災害等が発生した時に備えて、住民の生命と財産を守ることができるよう、日頃から、住民同士の顔の見える関係づくりに努めるとともに、自主防災組織の充実をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化等を図ります。また、地域住民や関係機関・団体と連携し、住民の自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図り、犯罪の抑止に努めます。

(2) 施策の具体的な取組

住民・近隣（自助・互助）

- 災害時の避難等に不安を感じたら避難行動要支援者名簿に登録し、元気なうちは支援者として協力しましょう。
- 災害に備え、食料等の備蓄や避難場所の確認等に努め、地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。

地域・団体・関係機関（共助）

- ◇ 災害時に支援が必要な人を把握し、避難行動要支援者名簿の避難支援者の調整を行いましょう。
- ◇ 自主防災組織を中心に、防災訓練等を行いましょう。
- ◇ 要支援者等に対する災害時の避難体制整備の具体的な方法を検討しましょう。
- ◇ 避難所等では、高齢者や障害のある人等、誰もが安心して過ごすことができるよう、それぞれの特性に配慮しましょう。

神石高原町（公助）		
施策の展開	取組内容	担当課
避難行動要支援者の避難支援	■ 年に一度避難行動要支援者名簿を更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。また、災害発生時の避難支援プラン（個別計画）の作成を進め、活用できるプランとなるよう改善を図ります。また、地域の避難支援団体に避難行動要支援者名簿を提供し、普段からの声かけや見守りなどの活動を通して、支え合いのできる体制づくりを進めています。（神石高原町第9期高齢者プラン）	福祉課
自主防災組織の活動支援	■ 活動状況が地域によって異なる自主防災組織については、活動の強化、平準化を図るため、自主防災組織連絡協議会を活用して自主防災組織間の交流を推進し、意識の高揚、組織活動の推進を図ります。（神石高原町第9期高齢者プラン）	総務課

関連する第4期地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	
施策の展開	取組内容
地域のきずなづくり	○ 被災時における地域との連携に努めます。

関連指標	基本年次	目標年次	計画名
避難行動要支援者名簿の登録率（平常時から名簿情報を提供することに同意した人の率）	60.9% （令和6（2024）年度）	65.0% （令和11（2029）年度）	神石高原町第9期高齢者プラン 神石高原町第3次長期総合計画
自主防災組織による防災訓練の実施割合	20% （令和5（2023）年度）	60% （令和11（2029）年度）	神石高原町第3次長期総合計画

神石高原町再犯防止推進計画

1 はじめに

本町の刑法犯認知件数は、経年的には増減はあるものの、平均的には 15 件程度となっています。

犯罪の背景には様々なものがありますが、刑期を終えて出所した人は、出所後に帰る場所がない、安定した仕事に就けない等、多様な課題を抱え、生きづらさを感じています。これが再犯につながるという悪循環を生んでいます。

このような悪循環を断つためには、再犯につながる前の早い段階で適切な行政サービスにつなげることが重要です。

地域福祉の観点からは、地域における顔の見える関係づくりのもと、円滑な社会復帰に向けた支援を行うことで、社会の安全にもつながります。

平成 28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、国では令和 5（2023）年 3 月に「第二次再犯防止推進計画」が、広島県においても令和 3（2021）年 3 月に「広島県再犯防止推進計画 ～更生支援の推進～」がそれぞれ策定されています。

その上で、「再犯の防止等の推進に関する法律」の第 8 条第 1 項においては市町村も「地方再犯防止推進計画」の策定が定められており、本町においても同項に準拠して再犯防止推進計画を定めました。

2 地域福祉計画との関係について

国の「第二次再犯防止推進計画」は 5 つの基本方針を定めており、これらのうち、地域福祉に関わるのは、主に「基本方針 1」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係機関、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携と協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進する部分です。

■第二次再犯防止推進計画の基本方針■

基本方針 1

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

3 神石高原町再犯防止推進計画策定の枠組み

国の第二次再犯防止推進計画では、先の「基本方針」を基本に、以下の7つの重点課題が示されています。

■第二次再犯防止推進計画の重点課題■

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

また、広島県の「広島県再犯防止推進計画 ～更生支援の推進～」の施策体系の項目は以下のとおりです。

■広島県再犯防止推進計画の施策体系■

- 1 社会の理解促進・支援基盤の強化
 - ① 社会の理解促進
 - ② 支援基盤の強化
- 2 生活上の基本ニーズの確保・回復
 - ① 住居等の確保
 - ② 保健医療・福祉サービスの利用支援等
- 3 社会参画の実現
 - ① 就労に向けた支援
 - ② 就学等の支援

上記の国の重点課題や県の施策体系に準拠して、以下の5項目について、本町で取り組むべき施策として整理しました。

■神石高原町再犯防止推進計画の施策■

- (1) 再犯防止に関する啓発、理解促進の推進
- (2) 支援基盤となる家庭・地域の連携
- (3) 居住環境や就労等地域での必要な支援の確保
- (4) 薬物依存や犯罪の未然防止への対応
- (5) 学校等との連携

4 施策の展開

《神石高原町再犯防止推進計画》

(1) 再犯防止に関する啓発、理解促進の推進

- 犯罪や非行をした人が、再び過ちを犯さないためには、罪を償って立ち直りのために努力するとともに、立ち直ろうと努力する人を受け入れ、見守ることもまた、犯罪や非行のない明るい地域社会につながるという視点で取り組む「社会を明るくする運動」（法務省）や毎年7月に行われる「再犯防止啓発月間」（法務省）等を周知するための広報の充実に努めます。
- 保護司や更生保護女性会等の更生保護に携わる支援者と連携して再犯を防止するための啓発活動を推進します。

(2) 支援基盤となる家庭・地域の連携

- 再犯防止に関わる相談等については、地域住民の生活や福祉に関する相談・援助活動を行う民生委員・児童委員を通して保護司につなげるといった本町のルールを定める等、再犯防止を確実に実行できる流れを構築します。
- 保護司会や更生保護女性会等の団体活動について支援する等、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめ、司法機関、法制関連団体等を含めた「神石高原町再犯防止推進会議」の設置を検討し、関連団体、関係機関同士の連携を強化します。

(3) 居住環境や就労等地域での必要な支援の確保

- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業等を活用した公営住宅等による居住支援の体制を検討します。
- 就労については、保護観察所、法務少年支援センター、コレワーク（矯正就労支援情報センター）等の関係機関が行う取組に対する協力を努めます。
- 保護司等が各種の支援のための相談を受ける場所や対象者が安心できる場所等については、本町の地理的環境を踏まえて検討します。

(4) 薬物依存や犯罪の未然防止への対応

- 再犯を含め犯罪に結びつかないよう、保健所、行政を含む関係機関、民間支援団体との連携を通して、専門医療機関等につなぐ等、薬物依存に関する相談支援の充実を図ります。
- 再犯も含め、青少年が犯罪に巻き込まれないようスマートフォン等を使った犯罪の防止に対する啓発を通して犯罪の未然防止に努めます。

(5) 学校等との連携

- 児童生徒の喫煙・飲酒、薬物乱用、更にはスマートフォン等を使った犯罪による非行を防止するため、学校と連携を図りながら、学校教育の一環として非行防止教育を推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を促進し、いろいろな悩みを抱える児童生徒や保護者に対して適切な相談支援が行えるよう努めます。
- 非行歴のある少年の立ち直りを支援するために、適切に教育を受けられる環境を整える等の配慮に努めます。
- 学校などと連携した講演会の開催や弁論大会、作文コンテストなどを実施し、児童生徒への啓発を行います。

第4編 計画の推進体制

第1章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 住民、関係団体・機関、行政の協働

本計画の施策を実現するためには行政だけでなく、自治振興会、民生委員・児童委員等の関係団体機関や企業等、そして何よりも地域住民の参画が重要です。

本町には、世代に関係なく地域住民が助け合う風土があり、今後は、程よく「ゆるくまるく」つながる関係性を大切にしながら、助け合いのきっかけづくりを進めます。また、具体的な活動までの協働支援体制を強化し、地域福祉の向上を図り、地域住民の一人一人が幸せになる環境づくりを進めます。

(2) 計画の普及・啓発及び地域福祉活動の発表・紹介の場づくり

地域住民が本計画の内容を理解し、様々な活動への協力と参加を進めることは、本計画を実行性あるものとするためには重要です。

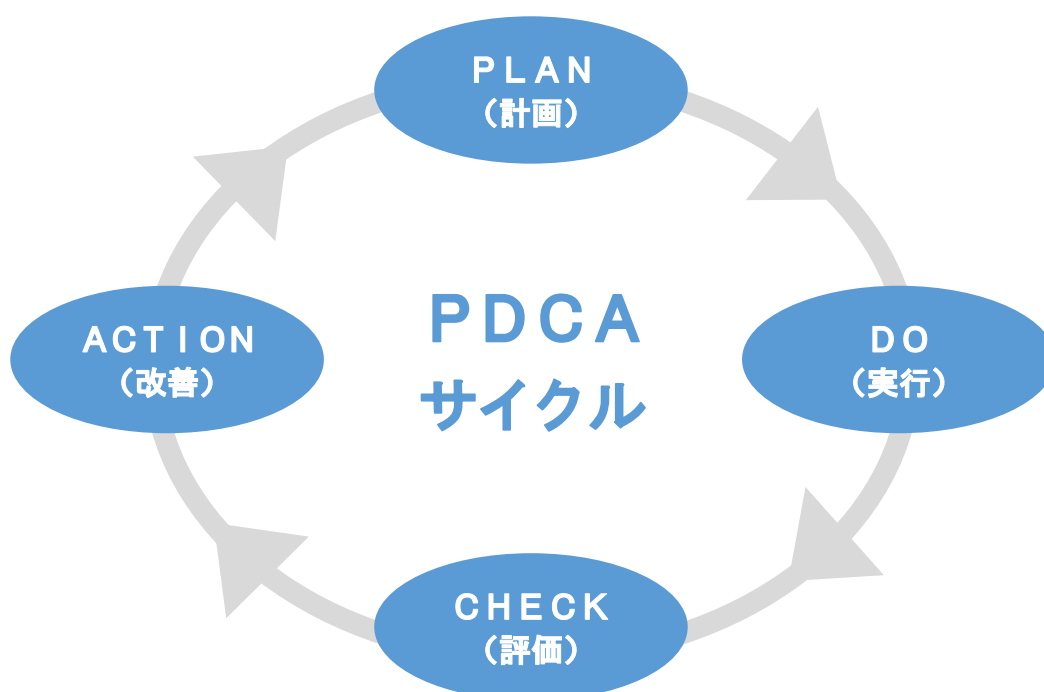
計画書の概要版の作成と配布とともに、町、社会福祉協議会、協働支援センターを核とした行事、イベント、地域の祭りなどの場を活用し、具体的な取組や地域福祉活動等を紹介しながら、理解と参加、協力を求めます。また、町の広報紙、各地区の協働支援センターが発行する広報紙、様々な媒体、機会などを通して、地域住民への周知と啓発を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

また、持続可能な地域を構築するためには、若者の存在は重要です。若者の考えや言葉に耳を傾け、若者が地域イベントや地域行事に参加しやすい環境を整えるとともに、若者が参加することで価値や満足感を得られるよう、地域の若者と意見交換しながら、若者がチャレンジできる「居場所」を提供できるよう努めます。

2 進捗管理と評価

本町の福祉施策全体と整合のとれた施策の推進を図り、庁内で連携を図りながら、地域福祉の推進に向けた取組について、各個別計画の取組を確認するほか、必要に応じた関係団体への聞き取り、PDCAサイクルによる進捗の点検、計画の進行管理を行い、事業化や次期の地域福祉計画、地域福祉活動計画に反映できるよう、情報共有に努めます。

本計画では、毎年、検討部会で進捗状況の確認を行うとともに、最終年度（令和 11（2029）年度）に策定委員会で進捗状況の評価を行うこととします。



参考資料

1 用語解説

用語	解説	掲載ページ
ア行		
e スポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、「イースポーツ」と読む。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉のこと。	55
インフォーマルサービス	介護保険のような行政が公式（フォーマル）に行うサービスではなく、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業等、地域の様々な主体による生活支援サービスのこと。	4、66
ウェアラブル端末	手首や腕、頭などに装着するコンピューターデバイスのこと。	70
NPO	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体のこと。	4、5、20
LGBTQ	様々な性的少数者のうち、代表的なレズビアン（女性同性愛者 Lesbian）・ゲイ（男性同性愛者 Gay）・バイセクシュアル（両性愛者 Bisexual）・トランスジェンダー（心の性と身体の性が一致していない人 Transgender）・クエスチョニング（自身の心の性がわからない人 Questioning）の頭文字をとった、性的少数者の総称。	65
カ行		
かがやきネット	告知放送の統一、テレビ難視聴地域の解消及び高速インターネット利用環境の整備を行うため、民間企業との業務提携をとおした光ファイバーケーブルによるサービスのこと。	39、66
かがやきネット 安心通知	告知端末機の「通知ボタン」を押すと、登録した連絡先の告知端末機から音声通知が流れるとともに、電子メールが送信される通知システムのこと。平成23（2011）年7月1日からサービスを開始。	26、39

用語	解説	掲載ページ
活動の透明化	地域福祉活動等の背景や経緯、抱える課題等を地域住民にもわかりやすいように、丁寧に説明すること。	60
通いの場	地域住民の自主的な運営により、定期的に集まり、介護予防に効果のある体操（いきいき百歳体操等）を実施している場所のこと。	25、34、39、41、54、57、72、73
クーリングオフ	特定商取引法に基づく契約後一定の期間内であれば、無条件で契約が解除できる制度のこと。	63
子ども食堂	地域のボランティアが子どもに対し、無料や安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組のこと。	43、44、72
子どもの貧困	全国の子どものいる世帯の平均収入（手取り分）の2分の1以下の世帯の子どものことであり、「相対的貧困」という。	8、44、72
コミュニティビジネス	地域資源や人材を生かして地域課題をビジネスの手法で解決する事業のこと	58
サ行		
自己効力感	分が特定の行動をどれだけ達成されるかという自信や予測のこと。	61
自主防災組織	自主的に地域住民同士で災害や火災等から身を守るために結成する組織のこと。	23、28、29、36、37、44、51、74、75、
社会福祉協議会（社協）	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織のこと。全国・都道府県・市町村のそれぞれに組織されており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取組から地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる。	12、20、21、25、27、28、29、39、42、47、54、55、57、59、61、62、64、65、67、70、73、75、78、81

用語	解説	掲載ページ
シルバー人材センター	働くことを通して生きがいを得られるように、定年退職者等の高齢者にライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供する組織のこと。 都道府県知事の認定を受けた公益法人で、市（区）町村単位に置かれている。	23、25、27、28、29、30、35、39、61、69、72
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づいて交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認するための手帳のこと。	18
スクールカウンセラー	集団生活の場である教育施設で、関わる人間の精神的負担を少しでも軽くする等、心理相談業務に従事する専門職のこと。	42、79
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒が抱える日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などの問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職のこと。	42、79
児童虐待	保護者がその監護する児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待を行う行為のこと。	41
主任児童委員	「民生委員・児童委員」の項を参照。	21、24
生活困窮者自立支援制度	現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援する制度のこと。	9、63、78
生活困窮世帯	生活困窮者自立支援法に定義されている、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある世帯のこと。	28
生活支援体制整備事業	医療や介護サービスだけでは解決しづらい暮らしの困りごとに応える「生活支援」の充実を推進する事業のこと。	44、72、73

用語	解説	掲載ページ
精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づき一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することで、交付を受けた者に対して各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図ることを目的とする手帳のこと。	19
制度のはざま	課題があるにも関わらず、既存の制度やサービスの対象とならず解決が困難な状態に陥っている状態のこと。	1、4、46、50、62
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、法律に基づいて保護し、支援することを目的とした制度のこと。	10、43、66
タ行		
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会のこと。	66
地域子育て支援拠点	子育て親子が気軽に集い、交流を図り、子育て情報を提供する場のこと。	42
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供されるシステムのこと。	1、6、7、44、72
地域包括支援センター	保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職員が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う相談窓口のこと。	39、41、43、63、66、69
D X（デジタル・トランスフォーメーション）	進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。	44、59、68、70

用語	解説	掲載ページ
特定健康診査	日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの人を対象に、メタボリックシンドローム（「メタボリックシンドローム」の項を参照）に着目した健康診査のこと。	25、57
D V（ドメスティックバイオレンス）	配偶者やパートナー等からの暴力。暴力とは身体的に限らず、精神的、性的等あらゆる形の暴力が含まれ心身に有害な影響を及ぼす行動のこと。	1、41、53、54、65
ナ行		
認知症高齢者	認知症は、記憶、理解力、判断力が低下し生活に支障が出てくる状態をいいます。 日本では、65歳以上を高齢者と定義しており、65歳以上の認知症患者を、認知症高齢者と呼んでいます。	28、39
ハ行		
パートナーシップ	関係機関または関係者が連携・協力することによって生み出される相乗効果を通して、単独では実現が難しい事業の目的を効果的に達成する仕組みのこと。	27
バリアフリー	子どもや高齢者、障害者等が生活する上での障壁（バリア）を取り除くという考え方のこと。	44、73
ピアサポート	ある問題の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うこと。	42、59
P D C A サイクル	P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進する管理手法のこと。	82
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。	53、54、65

用語	解説	掲載ページ
避難行動要支援者	災害から自らを守るために安全な場所に避難する行動をとるのに支援を要する人のことで、一般的には、高齢者、障害のある人等を指す。	40、44、51、74、75
ふれあいサロン	地域内居住の高齢者等、町民の交流の場と社会参加のきっかけづくりの場として地域福祉活動の促進をはかる集まりのこと。	41、51、56、60
包括連携協定	地域が抱えている福祉、環境、防災からまちづくりまで多岐に渡る課題に対して自治体と民間企業が協力し、解決を目指す協定のこと。	41、54
母子推進員	保護者の育児不安を軽減し、安心して子育てできる地域を目指して、地域で子育ての応援をする人のこと。	22、24、69
マ行		
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う人であり、児童委員は、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う人で、民生委員が児童委員を兼ねている。ただし、児童委員の一部の方で、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている場合もある。	21、24、29、31、35、47、53、58、62、65、78、81
メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。	56、69
ヤ行		
有償ボランティア	ボランティア活動の謝礼として金銭を受け取ること。有償ではあるが、給料ではない。また、交通費や宿泊費を渡す場合も指す。	58
ラ行		
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの段階や、それぞれの段階における生活環境のこと。	31、56

用語	解説	掲載ページ
療育手帳	知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付する手帳のこと。	19
老人クラブ	高齢期を健康で生きがいをもって豊かに過ごすことを目的として、60 歳以上の人から加入でき、社会奉仕活動やスポーツ、学習活動、地域福祉活動等に、自発的・主体的に取り組んでいる高齢者の団体のこと。	21、25、27、 28、29、30、 31、42、44、 60、69、72

2 神石高原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○神石高原町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和3年4月12日

告示第76号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく神石高原町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、広く関係者等の意見を反映させるため、神石高原町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 福祉団体
- (3) 福祉事業関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 地域住民組織
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了時までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討部会)

第6条 計画の策定に関し必要な調査検討を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会の委員は、別表に掲げる課及び局の長をもって充てる。

3 検討部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

5 部会長は、必要があると認めたときは、検討部会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費等)

第7条 会議に出席した委員には、1回あたり6,000円の謝礼を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (令和5年3月31日告示第59号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第6条関係)

総務課
政策企画課
未来創造課
会計課
議会事務局
住民課
子育て応援課
福祉課
健康衛生課
産業課
建設課
教育課

3 神石高原町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任期 令和6（2024）年7月24日～令和7（2025）年3月31日

役職	名前	選出区分	所属団体・役職
委員長	古森 祐治	福祉団体	神石高原町民生委員児童委員協議会 会長
副委員長	山本 喜久	住民自治組織 代表	神石高原町自治振興連絡協議会 会長
委員	原田 亘	医療関係者	福山市医師会神石ブロック 代表 神石高原町立病院 院長
委員	矢壁 秀利	福祉団体	神石高原町自立支援協議会 会長
委員	内藤 裕子	福祉団体	神石高原町社会福祉協議会 事務局長
委員	田中 瑞穂	福祉事業者	特別養護老人ホームシルトピア油木 施設長
委員	藤井 義弘	福祉事業者	神石高原よつば工房 所長
委員	本多 博志	教育関係者	神石郡PTA連合会 会長
委員	大谷 智登子	住民自治組織 代表	神石高原町女性会 会長
委員	古屋本 元	住民自治組織 代表	神石高原町老人クラブ連合会 会長
委員	今岡 一憲	住民自治組織 代表	神石高原町協働支援センター連絡会議 会長
委員	三石 真弓	関係行政機関	府中地区保護司会神石分区 分区会長
委員	森重 純也	行政機関	神石高原町 副町長 ※令和6（2024）年12月21日まで
委員	瀬尾 浩康	行政機関	神石高原町 副町長 ※令和6（2024）年12月22日から



第3回 神石高原町地域福祉計画策定委員会
令和6（2024）年12月23日（月）

4 神石高原町地域福祉計画策定検討部会委員名簿

職 名	氏 名
福祉課長（部会長）	吉田 浩子
総務課長	瀬尾 浩康 ※令和6（2024）年12月21日まで 岡部 琢也 ※令和7（2025）年1月1日から
政策企画課長	後藤 輝明
未来創造課長	川上 誠太郎
会計課長	砂田 香代子
議会事務局長	内藤 佳治
住民課長	岡部 琢也 ※令和6（2024）年12月31日まで 永谷 哲也 ※令和7（2025）年1月1日から
子育て応援課長	豊田 達哉
健康衛生課長	松井 和寛
産業課長	高橋 明彦
建設課長	堀井 徹
教育課長	矢川 利幸

5 策定経過

【令和6（2024）年】

月日	会議等	内容・対象
7月1日	第1回 策定検討部会	・ 地域福祉計画策定委員会設置要綱について ・ 計画策定方針・スケジュールについて
7月24日	第1回 策定委員会	・ 委員長、副委員長の選出 ・ 策定方針について ・ 計画策定の進め方について ・ 関係団体ヒアリング・グループインタビューの実施について
8月5日	関係団体 ヒアリング	・ 神石高原町シルバー人材センター ・ 神石高原商工会 ・ 神石高原町PTA連合会 ・ 神石高原町青年会
8月7日	同上	・ 神石高原町社会福祉協議会 ・ 神石高原町民生委員児童委員協議会 ・ 神石高原町自治振興連絡協議会 ・ 神石高原町自立支援協議会 ・ 神石高原町老人クラブ連合会 ・ 神石高原町女性会
9月6日	グループ インタビュー	・ 油木高校生
9月9日	同上	・ 豊松地区
9月10日	同上	・ 神石地区
9月12日	同上	・ 油木地区
9月13日	同上	・ 三和地区
11月1日	第2回 検討部会	・ 地域福祉計画の骨子案について ・ 今後のスケジュールについて
11月18日	第2回 策定委員会	・ 地域福祉計画の骨子案について ・ 今後のスケジュールについて
12月2日	第3回 検討部会	・ 地域福祉計画の素案について ・ 今後のスケジュールについて
12月23日	第3回 策定委員会	・ 地域福祉計画の素案について ・ 今後のスケジュールについて

【令和7（2025）年】

月日	会議等	内容・対象
1月16日～ 1月30日	パブリックコメントの実施	・ 神石高原町第2期地域福祉計画素案について
書面開催	第4回 検討部会	・ パブリックコメントの結果について ・ 地域福祉計画の素案の最終検討、承認について ・ 今後のスケジュールについて
2月26日	第4回 策定委員会	・ パブリックコメントの結果について ・ 地域福祉計画の素案の最終検討、承認について

神石高原町 第2期地域福祉計画

〔発行年月〕 令和7（2025）年3月

〔発 行〕 神石高原町

〔編 集〕 神石高原町 福祉課

〒720-1522 神石郡神石高原町小畠 1701 番地

TEL：0847-89-3320 FAX：0847-85-3541

E-mail：jk-fukushi@town.jinsekikogen.hiroshima.jp

